

各府省庁の最近の取組等

| | |
|-------|-------|
| 内閣府 | … 1頁～ |
| 総務省 | … 6頁～ |
| 文部科学省 | … 8頁～ |
| 農林水産省 | …11頁～ |
| 経済産業省 | …13頁～ |
| 環境省 | …15頁～ |
| 国土交通省 | …19頁～ |

内閣府

地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

平成30年地域再生法改正関係
平成30年6月1日公布・施行

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※ B I D・・・Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

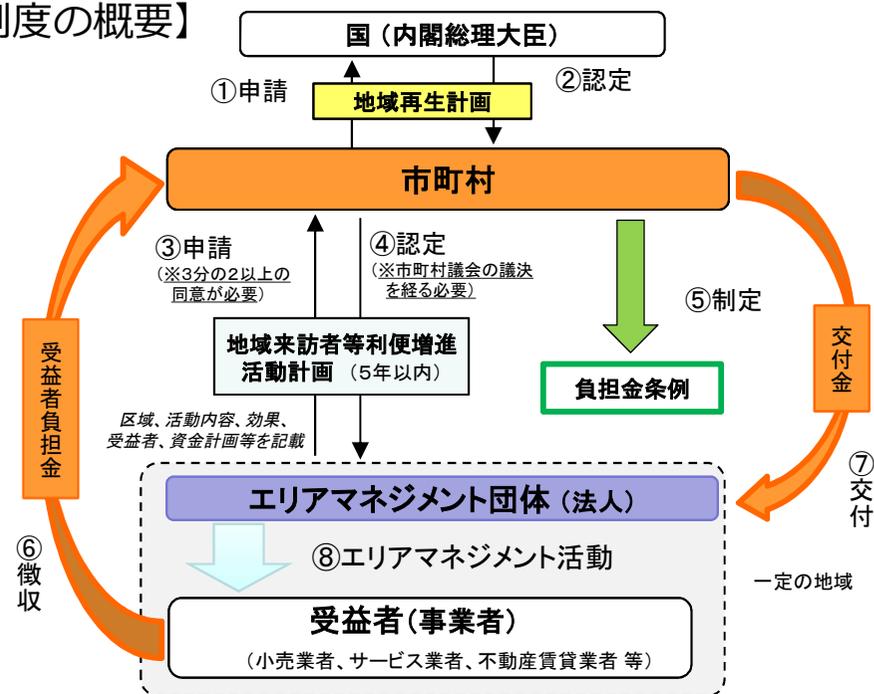


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※ 3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

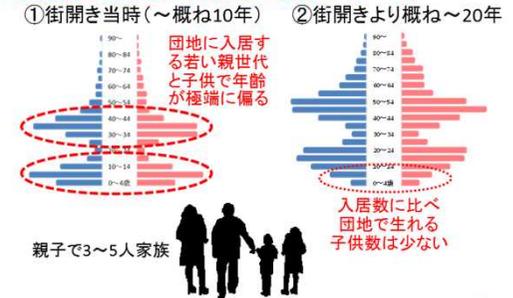
地域住宅団地再生事業の概要

【住宅団地をめぐる状況、課題】

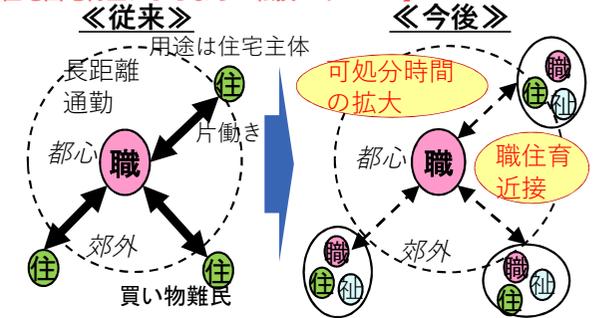
- 住宅団地は全都道府県に約3,000団地（5ha以上）。
高度成長期を中心に大量に供給。
- 多くの団地で、住民の高齢化が進行。空き家等の発生の懸念。
また、住居専用地域が指定され、多様な用途の立地が困難。

※データ出典：H30国土交通省調査（5ha以上の住宅団地を対象）

【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】



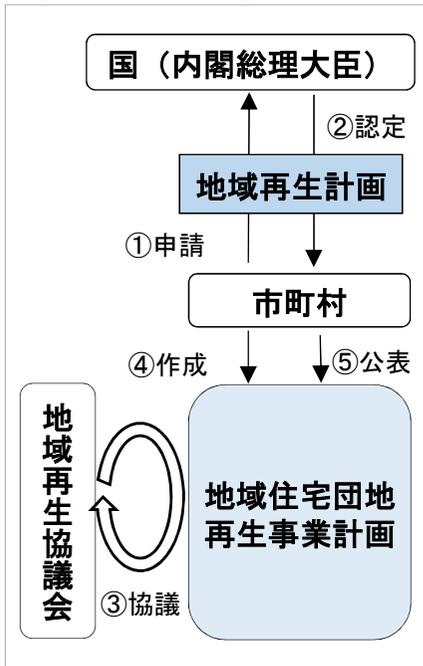
【住宅団地再生によるまちの転換のイメージ】



【高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへの転換】

市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的な事業計画を作成

【手続イメージ】



【計画の効果】

- (1)住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2)関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディに
- (3)事業実施に当たって
 - ・必要な個別の手續（同意、指定、届出等）が不要に（ワンストップ化）
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上

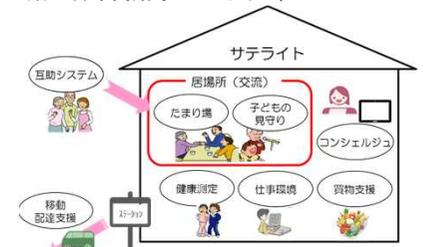
【具体の措置】

- 建築物の整備方針に適合すれば用途地域で規制された建築物の用途の特例許可が可能
- 団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要
- 有料老人ホームの知事への事前届出が不要
- 介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要
- OUR（都市再生機構）による市町村へのノウハウ提供

【生活利便施設や就業の場、福祉施設等の多様な用途・機能の導入例】



小学校跡にオフィス等を含む多世代交流拠点施設を整備した事例（春日井市高蔵寺ニュータウン）



住宅団地に介護、移動・配達支援、コワーキング等のサテライト拠点の整備事例（三木市緑が丘地区）

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

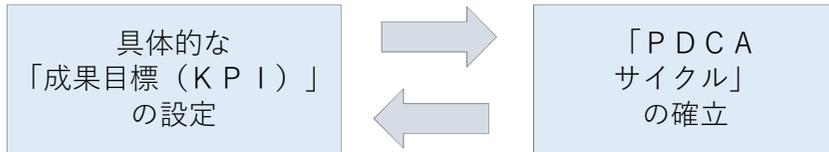
4年度予算額 1,000.0億円
(3年度予算額 1,000.0億円)

事業概要・目的

○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成（例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

| | 交付上限額（国費） | 申請上限件数 |
|--------|-------------------|----------------------|
| 都道府県 | 先駆3.0億円 横展開1.0億円 | 6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可 |
| 中枢中核都市 | 先駆2.5億円 横展開0.85億円 | 5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可 |
| 市町村 | 先駆2.0億円 横展開0.7億円 | 4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可 |

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④複数年度にわたる施設整備事業（本交付金のうち70億円を地方創生拠点整備交付金として措置（令和3年度から20億円の増額））

【デジタルシフトへの対応】

- 先駆タイプ（最長5年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。
- 横展開タイプ（最長3年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。
- 地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします（審査において一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ）。

【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】

- 移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

期待される効果

○地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を通じて、地方創生の充実・強化につなげます。

商店街活性化促進事業の概要

《法律の基本スキーム》

1. 地域再生計画の作成

－市町村が地域再生計画に「商店街活性化事業」を記載・作成し、総理大臣が認定。



2. 商店街活性化促進事業計画の作成

－市町村が、関係事業者への意見聴取、住民公聴会等を経て、商店街活性化に向けた具体的なプランを作成。

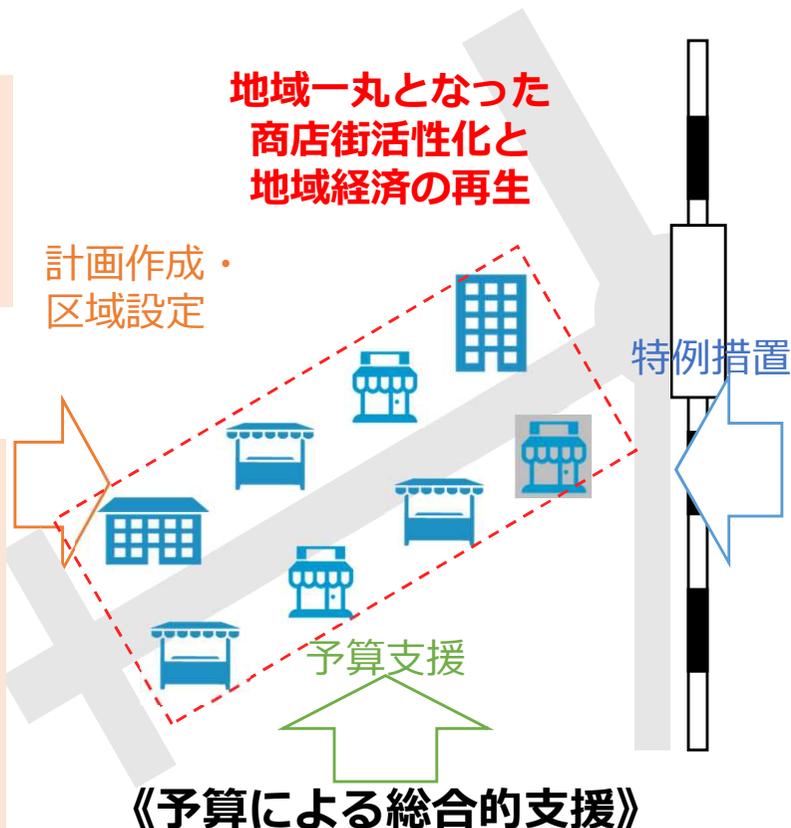
(計画記載事項)

- ①活性化する商店街区域
- ②基本的な方針
- ③市町村が実施する施策等



3. 事業者への支援

－商店街活性化促進事業計画に適合する事業者の取組を支援。



関係省庁による重点支援【令和4年度予算案】

- ①内閣府
-地方創生推進交付金(1,000億の内数)
- ②経済産業省
-地域商業機能複合化推進事業(4.6億の内数)
- ③国土交通省
-社会資本整備総合交付金(5,817億の内数)
- ④内閣府、厚生労働省
-子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)(1,800億の内数)

《法律に基づく支援措置等》

商店街振興組合の設立要件の緩和

－商店街振興組合設立のために必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和。

信用保険の特例(資金調達支援)

－計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達を支援。

- ①保険限度額の別枠化
- ②填補率の引き上げ
- ③保険料率上限の引き下げ

空き店舗等の利活用促進

－いかなる用途にも活用していない建築物の所有者等に対し、利活用を働きかける手続きを整備。

- ①要請：相当の期間を定め、利活用を要請
↓
- ②勧告：正当な事由が無い場合には勧告

※居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外

総務省

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

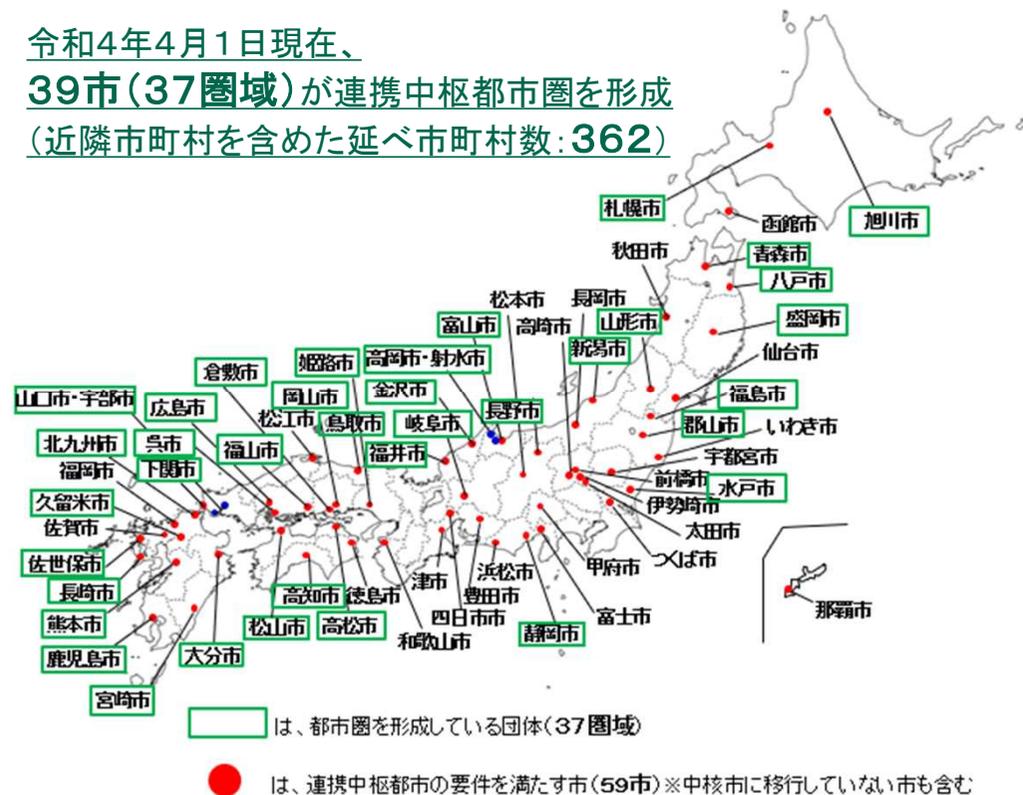
➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和4年4月1日現在、
39市(37圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:362)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

文部科学省

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和4年度予算額 688億円
 (前年度予算額 688億円)
 令和3年度補正予算 1,312億円



背景

- ◆ 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- ◆ 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- ◆ 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備**を推進。

1 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

2 防災・減災、国土強靱化の推進 令和3年度補正予算

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化（トイレ改修等）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

3 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

具体的な支援策

- 制度改正：
 - 学校施設以外との複合化を伴う改築、長寿命化改修の補助率引上げ（1/3→1/2）
 - 大規模改造事業の上下限額見直し
- 単価改定：
 - LED照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等による増 **対前年度比 +10.2%**
 小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
 R3:220,700円/㎡ ⇒ R4:243,300円/㎡
 - 脱炭素化先行地域などの学校施設ZEB化に向けた新たな単価加算 **上記改定単価に加えて+8.0%**

新しい時代の学校施設

避難所としての**防災機能強化**



多機能トイレの整備

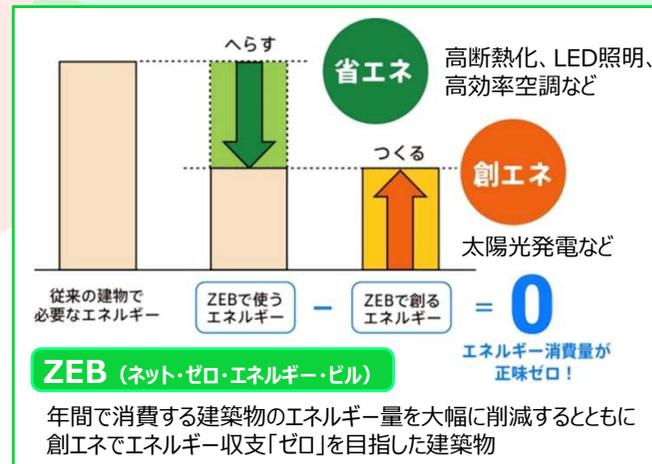
国土強靱化

激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

脱炭素化



出典：環境省ホームページ

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)

令和4年度予算額 : 3,603,971千円
(前年度予算額 : 4,004,412千円)



事業概要

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場(スポーツ文化拠点)として地域経済にも貢献し、さらに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備(耐震化及び空調設備の整備等含む)の促進を図る。

交付対象事業 実施主体：地方公共団体

| 地域スポーツ施設 | 学校体育諸施設 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・スイミングセンター新改築事業 ・スポーツセンター新改築・改築事業 ・武道センター新改築事業 ・屋外スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設耐震化事業 <p>【耐震化率】構造体：83.8% 非構造部材：13.9% (R2.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン社会の実現に向けた整備事業 <p>※新規事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラグビー競技が実施できるスポーツ施設の整備 <p>※ラグビーワールドカップに伴う特例事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水泳プール新改築事業 ・水泳プール上屋新改築事業 ・水泳プール耐震補強事業 ・中学校武道場新改築事業 |

※令和3年度補正予算：1,600,011千円
(障害者を含め誰もがスポーツに取り組める地域スポーツ施設の整備及び耐震化事業)



算定割合 1/3補助 ※災害対応の浄水型プール等は1/2

期待される効果

- 子供のスポーツ機会の充実を通じた運動習慣の確立と体力の向上
- ライフステージに応じてスポーツに身近に親しむことができる交流の場(スポーツ文化拠点)を創出し、地域経済に貢献
- 健常者と障害者がともに気軽にスポーツに親しめるよう配慮された施設整備の促進
- 施設の耐震化による安全・安心なスポーツ環境整備の推進
- 緊急災害時には、被災者の避難場所や、防災拠点施設として活用

◆整備イメージ図：地域スポーツセンター・武道センター新改築事業、社会体育施設耐震化事業等

農林水産省

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和4年度予算額 9,752(9,805)百万円の内数】

＜対策のポイント＞

都市住民と共生する農業経営を実現するため、都市部での農業体験等の取組や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借促進に係る取組を優先的に支援します。また、今後の都市農業振興に向けた国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組を支援します。

＜事業目標＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積(255ha[令和6年度まで])

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するため、アドバイザーの派遣、都市農業に関する税や相続等に関する講習会の開催、都市住民等への都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等のための全国に向けた取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

- ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組
- イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組
- ウ 都市農業の機能である防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税や相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営への支援策の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



市民農園の整備等

防災機能の維持・強化



マルシェ等の開催



防災訓練や防災兼用井戸の整備

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。



貸借



都市農業者(担い手)

● モデル支援型



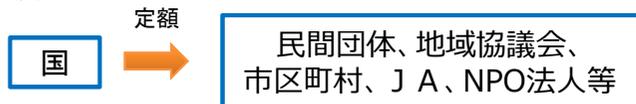
農村ファンの拡大



防災機能の強化

地域支援型の取組に合わせ、国の施策の方向に沿った取組を実施し、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。

＜事業の流れ＞



經濟產業省

地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業

中小企業庁 商業課
地域経済産業グループ
中心市街地活性化室

令和4年度予算額 4.6億円（5.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小小売・サービス業者（中小商業者等）は、商店街等として集積することで、商業機能の提供やコミュニティの中心となるなど、地域の持続的発展に欠くことのできない重要な存在です。
- 近年の人口減少や電子商取引の台頭など、地域経済の構造変化に伴い、商店街等は地域における雇用や生活関連サービスなど生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。
- このため、中小商業者等のグループが、商店街等において、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制（テナントミックス）の実現を目指す取組を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。
- また、取組にあたって、地方公共団体の創業支援事業や、地域金融機関との連携を促すことにより、中小商業者等のグループが地域の新たなニーズに対応する取組を後押しし、地域の持続的発展を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※ 1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者

※ 2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

事業イメージ

(1) 地域商業機能複合化推進事業

【ソフト事業】 デジタルツールの活用やチャレンジショップの実施

AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。

【ハード事業】 新たな需要を創出する施設の整備

最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

※テナントミックスとは、商業集積活性化を図るための最適なテナント（業種業態）の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築すること。

【商店街等に新たな需要を創出する施設等を整備した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



創業拠点



多目的利用スペース



働く場の誘致

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援を実施するとともに、当該取組の全国への横展開を促進します。

環境省

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度予算 2,000百万円（5,000百万円）】
【令和3年度補正予算額 7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助※2。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎 など）

※2 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3（注）共同申請する民間事業者も同様

※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。

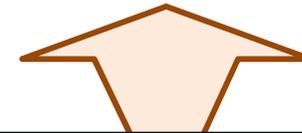
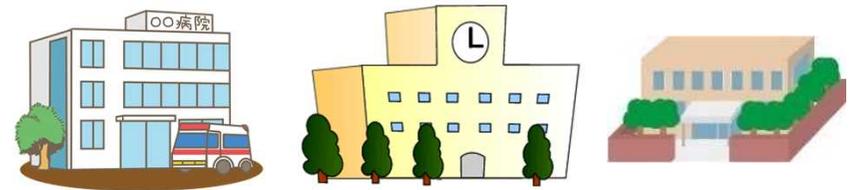
②：再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



③省CO2型設備等





新たな地域モビリティの活用等により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

1. 事業目的

- 自動車CASE、グリーンスローモビリティ及びLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO2化により、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

①自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業 (補助: 補助率 計画策定 3/4, 設備等導入1/2)

- 新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービス構築に必要な設備等の導入支援を行う。

②グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業 (委託/補助: 補助率 車両等導入1/2)

- 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティの導入に係る調査検討及び、グリーンスローモビリティの車両等の導入支援を行う。

③交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 (補助)

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。(補助率1/2)
- 鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。(補助率 車両新造・改修 (中小・公営・準大手等1/2)、再生電力 (中小1/2, 公営・準大手・JR(本州3社以外) 等1/3, 大手・JR本州3社1/4))

*①においてEVを購入により導入する場合については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業/間接補助事業 (3/4, 1/2, 1/3, 1/4 ※一部上限あり)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ

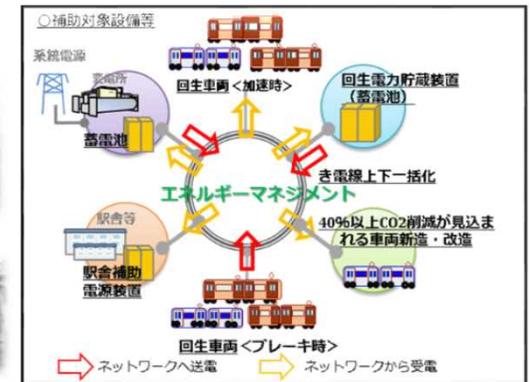


※時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス

グリーンスローモビリティ (※)



LRT・BRT



鉄道事業等の省CO2化

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業



【令和3年度補正予算額 1,000百万円】



地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

1. 事業目的

- 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

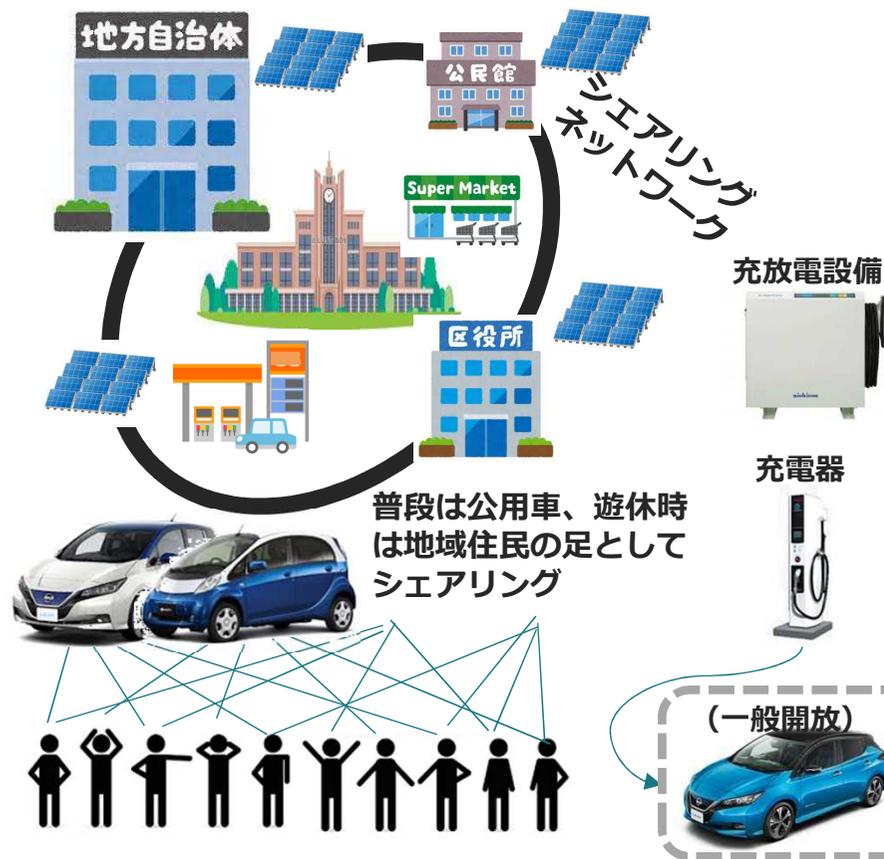
2. 事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
- また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化※し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。
- ※ 民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2、1/3、定額 ※一部上限あり）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



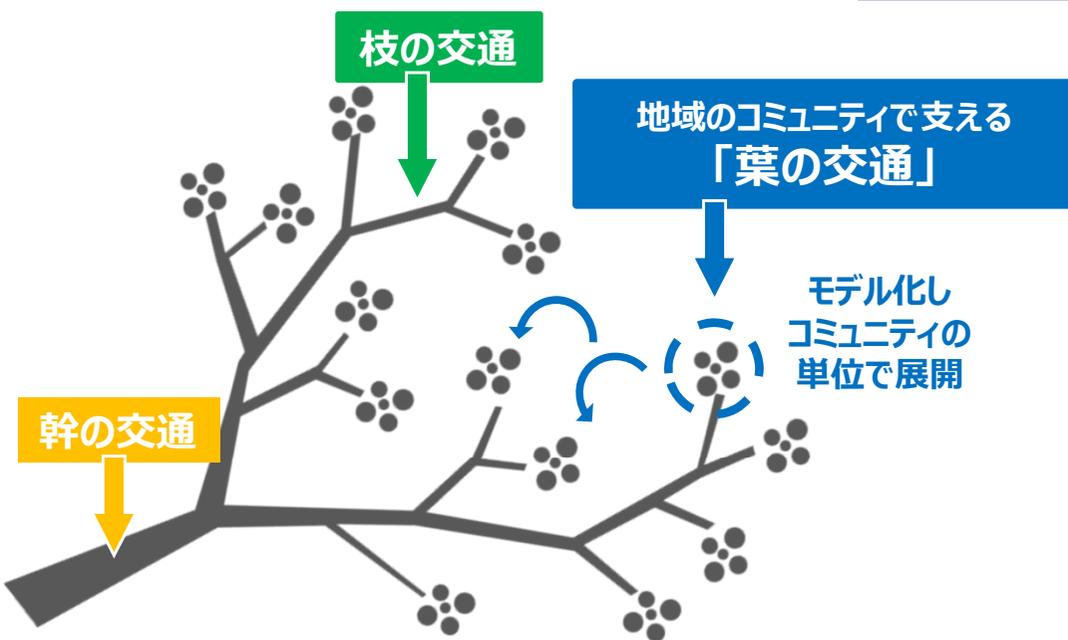
お問合せ先：水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

国土交通省(総合政策局)

アフターコロナに向けた取組について

- 危機に瀕する地域交通について、感染症を契機に人々の暮らしをめぐる環境や価値観も大きく変わる中、**地域交通の持つ価値や役割を見つめ直し、移動サービスの質・持続性を向上するため、地域の多様な関係者による「共創」に係る実地伴走型の研究会を設置。**令和3年11月にキックオフし、令和4年3月中間整理。

研究会のキーコンセプト



目的

- ・ **ファーストワンマイル**（自宅からの最初の移動）を**発想の起点**として、主に**「葉の交通」**について、**多様な主体の「共創」**を実践することにより、**暮らしのニーズに基づく持続可能な交通を実現するモデルを研究する。**

研究のスコープ

- ・ 地域の「ひと」の「暮らし」の充実を捉えた**移動の価値創出**
- ・ **持続可能な地域経営**—地域内ファイナンス・地域合意形成
- ・ 多様な主体が担う**交通セーフティネット** 等

研究会メンバー（敬称略・50音順）

【メンバー】

大下 篤志 株式会社みちのりホールディングスディレクター
 神田 佑亮 呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授
 田中 仁 株式会社ジンズホールディングス代表取締役CEO
 長谷川エレナ朋美 株式会社 LUMIERE 代表/作家
 古田 秘馬 プロジェクトデザイナー/株式会社umari 代表取締役
 三ツ谷 翔太 アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社パートナー
 森田 創 合同会社うさぎ企画代表社員/作家
 吉田 樹 福島大学経済経営学類准教授

【オブザーバー】

国土交通省 総合政策局 総務課 総合交通体系
 不動産・建設経済局 参事官付
 都市局 まちづくり推進課
 鉄道局 鉄道事業課
 自動車局 旅客課
 海事局 内航課
 国土交通政策研究所
 各地方運輸局交通政策部交通企画課等
 観光庁 観光地域振興部 観光資源課
 内閣府 成果連動型事業推進室
 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整官
 日本銀行 金融機構局 金融高度化センター
 株式会社日本政策投資銀行
 株式会社博報堂

【事務局】

国土交通省 総合政策局
 公共交通・物流政策審議官部門 地域交通課
 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社



○ 感染症による交通事業者の経営悪化やニューノーマルにおける利用者のライフスタイルの変化を踏まえ、**地域交通が地域で果たすべき役割**や、**より持続可能性を高めるための方法**について、**コミュニティ、ガバナンス、ファイナンス**という切り口から議論し、**官民や分野に捉われない「共創」を交通分野で一層進展させていくための手法**を研究した。

地域交通の存続に向け、介護や教育、商業などの他分野を含めた関係者による共創を推進するべきではないか

地域の輸送資源を一層活用するためのルールの透明化や、更なる輸送資源の掘り起こしを図るべきではないか

真の移動ニーズや他分野連携の可能性を探るため、行政と交通事業者に閉じない対話の場が必要ではないか

ファーストワンマイルのサービスとより上位の路線バス等の輸送をコーディネートする人材育成が重要ではないか

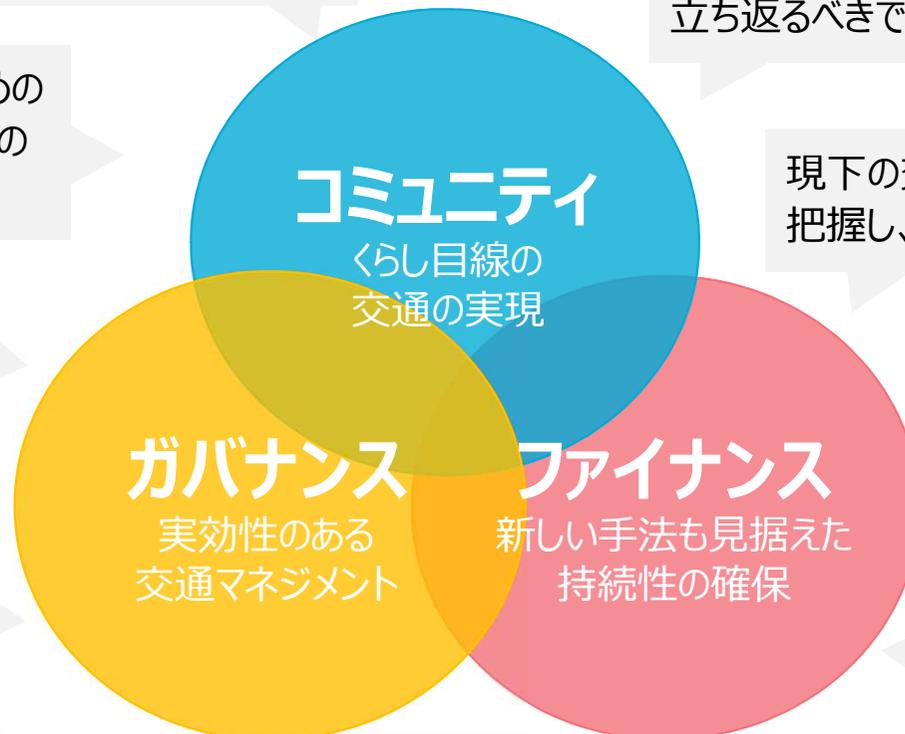
市町村や都道府県による応援の仕方を改めて整理すべきではないか

まちづくり全体から、移動に派生する本源的な生活ニーズを意識したソーシャルビジネスへ立ち返るべきではないか

現下の交通事業者の経営実態をより詳細に把握し、分析する必要があるのではないか

プロジェクト単位での融資や成果連動型の資金調達の可能性も検討すべきではないか

収益採算性や利用者数だけではない交通の価値評価に係る成果指標を検討すべきではないか



官民や分野に捉われない
「共創」の実践へ

コロナ禍の地域交通を取り巻く状況

- ・外出自粛による移動需要の減少、回復見通しの不透明
- ・ニューノーマルにおけるライフスタイルの多様化
- ・地域コミュニティの価値の再評価、ウェルビーイングの必要性

設置時の研究の Scope

- ・地域の「ひと」の「暮らし」の充実を捉えた移動の価値創出
- ・持続可能な地域経営—地域内ファイナンス・地域合意形成
- ・多様な主体が担う交通セーフティネット

アフターコロナ時代の地域交通のミッション：共創型交通への転換

- ・交通事業者等の交通サービス提供主体が、能動的に人の流れを生み出し地域コミュニティを活性化させること
- ・交通事業者等と地域の各産業のプレイヤーとが領域を越境して、地域コミュニティの課題を解決しあうこと
- ・地域コミュニティの構成員が交通を自分ごとと捉え、交通サービスの価値を最大化する機運を醸成すること

コミュニティを核とした 暮らし目線の交通の実現

<施策の提言>

- ① 医療・介護や子育て・教育、商業、エネルギーなど他分野との連携の推進
- ② 本源的な生活ニーズを意識したソーシャルビジネスへの立ち返りの推進
- ③ ナレッジの整理や、公共交通と多様な輸送資源との掛け合わせを推進

ガバナンスを強化した 実効性のある交通マネジメント

<施策の提言>

- ① 地域における行政と交通事業者の対話をつくり、さらに外側へ発展
- ② 地域における取組をコーディネートする人材育成の推進
- ③ 交通に対する市町村や都道府県による応援方策をリ・デザイン

新たなファイナンスの可能性の 探求による持続性の確保

<施策の提言>

- ① 交通事業者の経営・事業ポートフォリオを分析
- ② プロジェクト単位での融資や成果連動型の資金調達等の可能性の検討
- ③ 収支採算性や利用者数だけではない交通の価値評価の検討

共創における新たな官民の役割分担の方向性

【官：地方公共団体】

交通事業者等への財政支援等に加え、地域の多様な関係者を巻き込みながら、暮らしのニーズを十分反映したサービス水準の検討や、**事業者の実力を引き出し適切な動機付けを行える政策を展開**

【民：交通事業者等】

経営・事業の安定化に向け、地域の多様な関係者と連携するとともに、運営・運行に関するノウハウを能動的に発揮し、**良質で喜ばれる持続的な交通サービスを提供**

令和4年度はこれら議論を一層深掘りするため、研究会を継続併せて、令和3年度補正予算による実証事業（共創モデル実証プロジェクト）により概念実証を進める

コミュニティを核としたくらし目線の交通の実現①

- 地域交通において、ニューノーマルにおける新たな移動需要の創出の観点や、コミュニティを核として地域のくらしを充実させる観点から、官と民や、医療・介護、子育て・教育、商業、エネルギーなどの他産業との垣根を越えた取組や、移動目的を生み出すまちづくり全体から交通を捉えた取組を、「共創」の発想で進めていくべきではないか。

香川県三豊市

- ・ 市域ほぼ全域に地場の路線バス事業者が存在せず、近年高まる観光ニーズへの対応や生活交通に大きな課題。
- ・ 「行きたいときに 行きたいところへ 行けるまち」を掲げ、住民のくらしを豊かにするため、「ちよい乗り」サービスを地元企業で「共創」して支える仕組みづくりを図り、実証実験をスタート。

■ 父母ヶ浜

潮が引いた干潮時の夕暮れには、南米ボリビアの「ウユニ塩湖」のような写真が撮れると話題の新たな観光地



出典：三豊市HP

観光振興をきっかけとして、周囲にはカフェなどの出店が相次ぎ、移住、ワーケーションが進展

地域の生活・観光のための移動手段の確保が大きな課題に地域に根付いた「ここにはないものは自分たちで創り出す」という精神で、様々な産業の地元企業が共同で移動サービスを企画、誘客を促進

➤ **コミュニティ単位で地元企業間が「共創」を推進**

群馬県前橋市

- ・ 核となる「めぶく。」というビジョンのもと、官民共創によるまちづくりを推進。デジタル技術を活用したスーパーシティに申請。
- ・ 交通分野では、交通事業者6社が「共創」する共同経営の実現、デジタル基盤整備をベースに個別最適化した交通サービス「MaeMaaS」の推進等が図られている。

■ 前橋ビジョン「めぶく。」

Where good things grow.
その芽は、まだ小さい。
風に吹かれ、雨を待ち、太陽の熱さにその身をあずける。
そしていつか、枝をつけ、葉を繁らせ、
強く太い幹となる日を夢見ている。
人は芽だ。この地は芽だ。そしてつなぐは芽だ。
いまは幼い芽だけれど、未来の太樹を種し待つ芽だ。

Where good things grow.
この地ではじまる。芽ぐみ。
ここから、よきものが伸びてゆく。
いくつもの芽が育ち、やがては大きな森をついていくだろう。

Where good things grow.
わたしたちは、この地の芽吹きのために、
未来に希望の森を見るために、
優しくも強い風になろう。
慈しみの雨になろう。
そして、なによりも熱い太陽になろう。

Where good things grow.
さよ、芽吹く。
前橋の大地の下にはたくさんの種が、そのときを待っている。

めぶく。

■ MaeMaaS

MaeMaaS
JUST MOVE FORWARD

2021.10.01 全 START!

まえばしの交通環境を、もっと手軽に、もっと便利に。
新しいコンテンツも続々登場予定!



様々な交通モードで快適に移動!

出典：前橋市HP、前橋市作成資料

➤ **まちづくり全体から官民が「共創」を推進**

- 地域交通において、ニューノーマルにおける新たな移動需要の創出の観点や、コミュニティを核として地域のくらしを充実させる観点から、官と民や、医療・介護、子育て・教育、商業、エネルギーなどの他産業との垣根を越えた取組や、移動目的を生み出すまちづくり全体から交通を捉えた取組を、「共創」の発想で進めていくべきではないか。

北海道帯広市

- ・ 十勝バスは、コロナ禍を契機として帯広市の「大空団地」のコミュニティづくりに経営資源を集中的に投下。
- ・ 宅配業、飲食業にも進出しつつ、交通を核とした地域づくり「大空ミクロ戦略」を実践。地域が豊かになるにつれ、交通事業者もまた活性化するという新しい事業戦略を推進。

■ 大空ミクロ戦略

帯広市街の南西に位置する「大空団地」において、地区全体の魅力を高め活性化していくことにより、人口の増加、エリア内の移動の活発化、エリア外からの需要創造を図る。



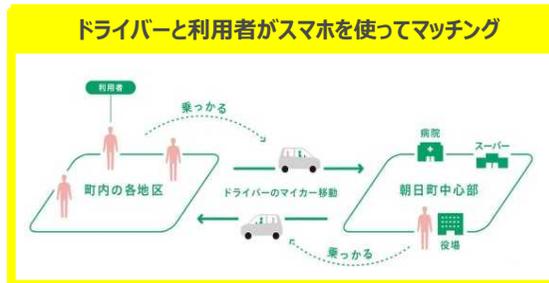
| 主な事業 | 実施内容 |
|------------|----------------------------------|
| おでかけ楽々便 | 地区内を自由に移動できる電話予約のデマンドバスを導入 |
| マルシェバスの運行 | 車両を改造し食品等を販売できるようにしたバスを帯広駅-大空で運行 |
| デマンドバスのAI化 | アプリで時間や場所を設定し、ルートを最適化 |
| 飲食店の出店 | 焼肉店「にくや大空」を大空地区内に出店 |
| 宅配事業 | 地区内の飲食店から住宅に食品を配送 |

➤ **交通事業者が「共創」発想で多機能化を推進**

富山県朝日町

- ・ 地域のくらし目線で、コミュニティバスとタクシーの間を埋める住民による助け合いの移動手段「ノッカルあさひまち」を導入。
- ・ マーケティングにより生活者のニーズを捉え、課題をデジタル技術を活用して可視化。利用者とドライバーのマッチングにスマホを活用することにより、高い利便性を実現。

■ ノッカルあさひまち



事業者協力型自家用有償旅客運送
(交通事業者が運行管理)

➤ **デジタル技術を活用し「共創」発想で交通を導入**

あさひまちバス

平日に運行しているコミュニティバスです。路上の安全な場所であれば、バス停のない場所でも好きな場所から自由に乗り降りすることができます。

平日のみ運行
運賃 200円 (現金100)

まちバスセンター：0765-82-1171

オススメ
●おでかけの頻度が多い方 ●いつも決まった時間にできる方
●お時間に余裕がある方 ●平日のおでかけが多い方

ノッカルあさひまち

ご近所さんのマイカーでの移動を活用した新しい公共交通です。毎月決まったダイヤで運行しており、ご自宅付近の停留所から目的地まで直接行くことができます。ご利用の際は、会員登録と前日17時までの予約が必要です。

土日祝も運行
運賃 バス券3枚 (現金100)

予約は前日17時まで

会員登録：0765-83-1100 (朝日町役場)
乗車予約：0765-83-1189 (黒東タクシー 9:00~17:00)

オススメ
●前もって予定が決まっている方 ●目的地まで直接行きたい方
●バスにちょうどいい時間がない方 ●土日もおでかけしたい方

黒東タクシー

朝日町唯一のタクシー会社です。お電話いただければすぐに迎えにまいります。基本的に毎日営業しており、町内・町外問わずどこでも行くことができます。

土日祝も運行
運賃 走行距離で変動
町外移動OK

配車：0765-83-1166

オススメ
●お急ぎの方 ●帰りの時間が遅くない方 ●手荷物が多い方
●自宅の前から乗り降りしたい方 ●土日もおでかけしたい方

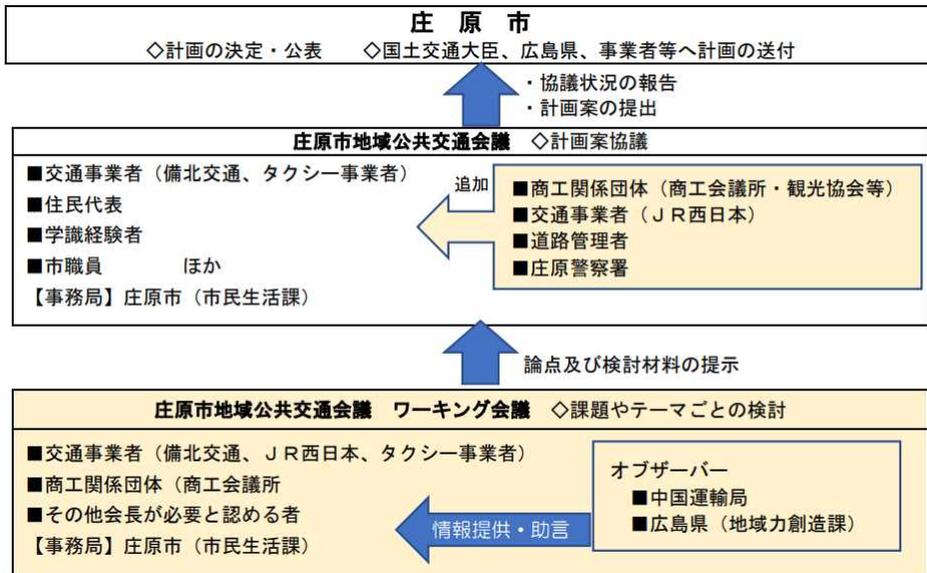
出典：朝日町HP、博報堂資料

- 地域交通において、地域で議論する場である協議会の制度や地域公共交通計画等の既存制度を工夫して運用しつつ、**真の移動ニーズ**を探るための分野を越えた場づくりや、**交通のベストミックスの実現のためのコーディネーターの育成**、**地域に対する行政による新たな応援のあり方の検討**を、「共創」の発想で進めていくべきではないか。

広島県庄原市

- ・ 法定協議会の下部組織として、**現場に近く若い実務者により構成し、分野を越えた課題やテーマごとの検討を行うための「ワーキング会議」を設置。**
- ・ 交通から議論を始めるのではなく、**生活の課題や困っていることから議論をはじめ、本音を引き出しながらの対話**を実施。

■ 庄原市地域公共交通会議とワーキング会議の構成



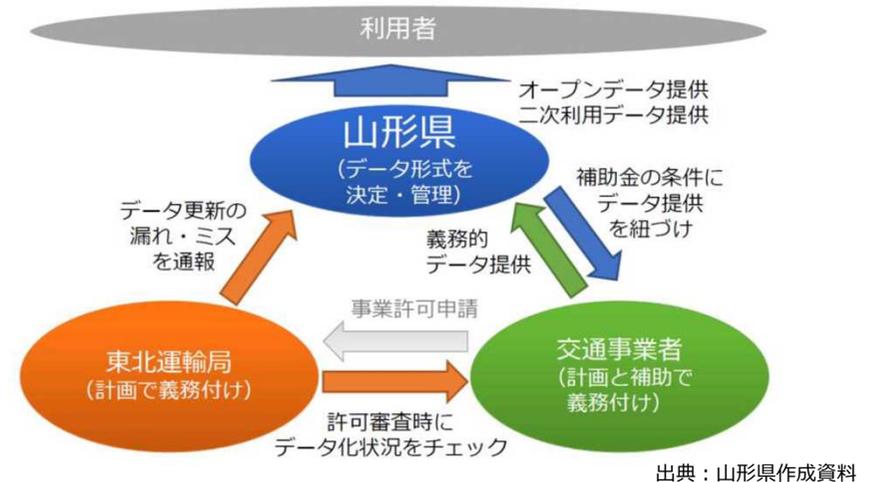
出典：庄原市地域交通会議HP

➤ 既存の制度を「共創」発想で円滑に運用

山形県

- ・ 県の地域公共交通計画で、**県内の公共交通に関わる統計データや交通サービス情報を整理・作成し、県のサーバ上に蓄積していくオープンデータプラットフォームの構築を推進。**
- ・ 交通事業者には**運行に係る補助の要件の一つとしてデータ提供を依頼し、了解を得て進めている。**

■ やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム



MaaSやバスロケーションシステムの基盤として整備
町村のコミュバスを含む県内全てのバス・地域鉄道がスマホで検索可能に
市民・大学・企業等によるオープンデータを利用した地域分析等を促進

➤ 官民「共創」に向けた新たな行政の役割を提示

- 地域交通において、現下の交通事業者の状況を分析して経営のあり方を模索しつつ、交通事業者等が地元の企業や住民と適切にリスクを分担し、既存の枠組みとは異なる方法で支援を集める手法や、そのための合意形成に必要な交通の果たす社会的な役割に関する指標の検討を、「共創」の発想で進めていくべきではないか。

愛知県豊明市

- ・ 地元の民間企業や病院、自治体などのエリアスポンサーからの協賛を得ることで採算性を向上し、エリアスポンサーには停留所を付与することで、Win-Winの関係を構築。
- ・ 住民が日常的にまちへ出かけ、地域経済の活性化が図られる好循環が生まれている。

■ チョイスコとよあけ

「チョイスコまで、ごいっしょに」を合言葉に特定の目的地へ定額の運賃で移動する健康増進を目的とした送迎サービス



■ 事業スキーム

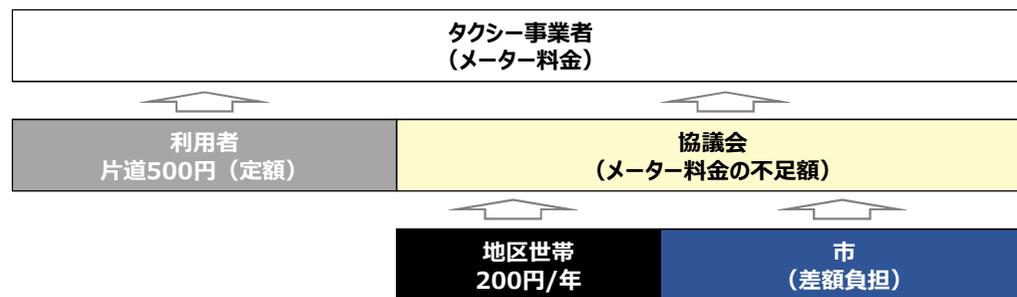


➤ 目的地施設との「共創」によりファイナンスを獲得

山形県南陽市

- ・ 沖郷地区では22年間、地区のほとんどが交通空白地帯だったが、自分たちに必要な地域交通として、既存の乗用タクシーをそのまま活用した「おきタク」を導入。
- ・ 自治体と地域住民とがどちらに依存することなく共に負担する仕組みにより、持続的なスキームを構築。

■ おきタクの運行経費に係るスキーム



出典：南陽市資料より国土交通省作成

対象者や利用の有無を問わず全世帯（2,513世帯）から負担金（200円/年）を徴収し、継続性と住民の意識を向上。沖郷地区住民1人あたり市の負担額は121円/年までカット。加えて、事業でタクシーを活用し、事業者の収益安定化にも寄与。

➤ 行政、地区、利用者で「共創」してコストをシェア

- 交通を地域の暮らしと一体で捉え、行政や金融機関と連携して取り組む、様々な分野（エネルギー、医療、教育など）との垣根を越えた「共創型交通」のプロジェクトに対し、実証運行等への予算補助や助言、ウェブサイトへの掲載等を通じた伴走支援を行いつつ、事業スキームの構築やファイナンスに係る課題を整理、横展開を目指す。

共創モデル実証プロジェクト

- ・交通を地域の暮らしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として、複数の主体が連携して行う取組を支援。
- ・実証運行の経費等を補助するとともに、**実地伴走型のフォロー**を行うことにより、課題等を整理し、横展開をすることで、地域交通の持続可能性と利便性を高めることを目指す。

2022.4~5 - 2022.6 → ~2023.3

公募

選定

実証事業

【採択事業へのサポート】

1. 事業費用の2/3を補助

補助対象経費に対し、2/3（上限2,000万円）を補助。

2. 伴走支援（運輸局の助言、ウェブサイトでの周知等）

採択事業については、運輸局で適宜フォローするとともに、ウェブサイトへの掲載等を通じ、積極的に周知を行う。

【参考：特設ウェブサイト】

地域交通 共創

検索

URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/index.html>



共創プラットフォーム

分野の境界を越えた地域の暮らしのためのプロジェクトを担う連携スキーム



医療×交通



介護×交通



エネルギー×交通



住宅×交通



教育×交通



農業×交通

事業に関与

立ち上げ支援

自治体・金融機関

共創モデル実証プロジェクト

アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」

- **地域交通は住民の豊かな暮らしの実現に不可欠。**しかし、人口減少による需要減等に加え、**コロナの影響で一層大きく疲弊。「地域の足」存続が深刻に懸念される状況に。**
- このため、アフターコロナに向けて、**MaaSや自動運転等最新技術の実装を進めつつ**、①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野とも、「**共創**」を推進し、**地域交通を持続可能な形で刷新・再設計（＝「リ・デザイン」）**することが不可欠。

1. 最新技術を活用した交通の「リ・デザイン」

- 【MaaSの社会実装】**
- ・ デジタル技術で移動を効率化、地方の生活利便性向上に貢献
複数の交通機関や、観光や買い物を連携し、一括でサービス提供
- 【最新技術を活用した交通の社会実装】**
- ・ 自動化・電動化された輸送システムの導入を促進
環境負荷の低減や地域の魅力向上、地域活性化にも貢献

2. 「共創」による地域交通の「リ・デザイン」

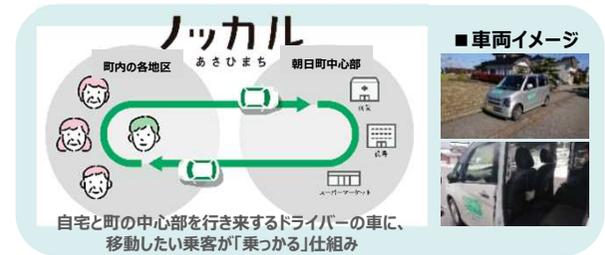
- 【官民の共創】**
- ・ **地域が自ら「リ・デザイン」する地域交通**
行政が路線・運賃等のサービス水準を設定、交通事業者が運営
 - ・ **地域社会になじみ、貢献する自動運転を持続可能な形で支援**
自動運転技術を有する主体が地域でバスサービスを提供
- 【交通事業者相互間の共創】**
- ・ **複数の路線バス事業者間や、他の交通機関との共同経営の推進**
並走する鉄道とバスにおける運賃の共通化、ダイヤの連携など
- 【他分野を含めた共創】**
- ・ **複数の主体による分野の境界を越えた交通プロジェクトを支援**
地域の暮らしに関わる産業が一体となって交通を支える仕組みづくり

■ MaaS (Mobility as a Service)



トヨタMaaSアプリ「my route」

過疎地域における例：ノッカルあさひまち（富山県朝日町）



■ 最新技術を活用した輸送システム



自動運転車両・気仙沼線BRT
出典：JR東日本



燃料電池鉄道車両・HYBARI
出典：JR東日本

■ 他分野を含めた「共創」のイメージ

エネルギー × 交通 医療 × 交通 教育 × 交通

検討会の目的

住民の豊かなくらしの実現に不可欠なバス・鉄道などの地域交通について、**人口減少やコロナの影響で一層厳しい状況であること**を踏まえ、**最新のデジタル技術等の実装を進めつつ**、①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野とも、「**共創**」を推進し、**地域交通を持続可能な形で「リ・デザイン」（刷新・再設計）する方策**を探る。

主な検討課題

- ①意欲ある地域・自治体と事業者等が、
能動的に長期安定的な交通サービスの提供を
実現するための制度設計
[= 官民共創]
- ②バスと鉄道やバス事業者相互間で垣根を超えた
交通サービスの展開
[= 交通事業者間共創]
- ③エネルギー・医療などくらしに関わる産業領域が
一体となって支える地域交通
[= 他分野共創]

スケジュール

| | |
|----------|------------------------|
| 3月31日（木） | 第一回検討会 趣旨説明 |
| 4月18日（月） | 第二回検討会 ヒアリング |
| 5月10日（火） | 第三回検討会 ヒアリング・論点整理 |
| 5月26日（木） | 第四回検討会 中間とりまとめ（骨子案）の検討 |
| 6月7日（火） | 第五回検討会 中間とりまとめ（案）の検討 |



今夏までに結論を得て、概算要求等に反映

構成員

- 加藤 博和 名古屋大学大学院環境学研究科教授
 神田 佑亮 呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授
 ◎中村 文彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科特任教授
 吉田 樹 福島大学経済経営学類准教授 （50音順・敬称略・◎は座長）
- 事務局：国土交通省 総合政策局 公共交通・物流政策審議官部門
 （オブザーバー：国土交通省 自動車局・鉄道局 等）

※会議は原則非公開

※『鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会』（令和4年2月～）における議論と連携

アフターコロナに向けた検討の背景について

- 従来からの人口減少・少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客の輸送需要がかつてないほどに減少。**交通事業が独立採算制を前提として存続することはこれまでも増して困難**となっており、このままでは、**あらゆる地域において、路線の廃止・撤退が雪崩を打つ「交通崩壊」が起きかねない。**

本検討会の出発点

地域公共交通活性化再生法（令和2年改正）の趣旨であり、交通政策基本計画（令和3年5月閣議決定）に掲げられた3つの政策方向性「**地域が自らデザインする地域の交通**」、「**行政と民間が一体となり地域が支える公共交通**」、「**事業者による競争だけでなく、事業者間の連携の促進**」に基づき、**コロナ禍という未曾有の危機を経て、「共創」という新しいコンセプトのもと、これらの実効性を高めるために必要な制度的手当を検討する。**

アフターコロナ時代に向けた地域交通の共創に関する研究会（令和3年11月設置）

危機に瀕する地域交通について、感染症を契機に人々の暮らしをめぐる環境や価値観も大きく変わる中、**地域交通の持つ価値や役割を見つめ直し、移動サービスの質・持続性を向上するため、地域の多様な関係者による「共創」に係る実地伴走型の研究会を設置。**令和4年3月に中間整理。

目的

- ・ **ファーストワンマイル**（自宅からの最初の移動）を**発想の起点**として、主に「**葉の交通**」について、**多様な主体の「共創」を実践**することにより、**暮らしのニーズに基づく持続可能な交通を実現するモデルを研究**する。

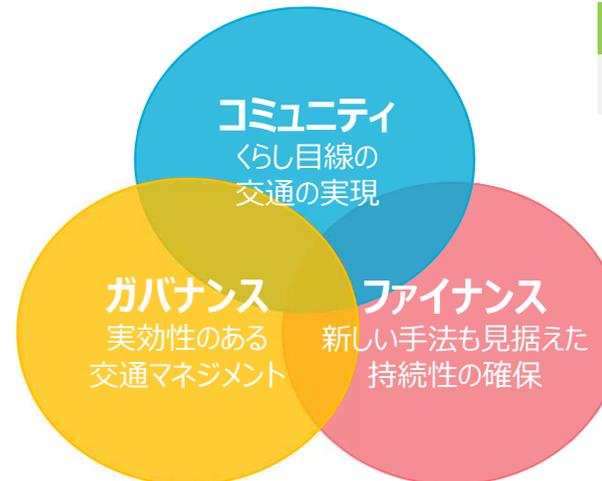
メンバー

大下 篤志 株式会社みちのりホールディングスディレクター
 神田 佑亮 呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授
 田中 仁 株式会社ジズホールディングス代表取締役CEO
 長谷川エレナ朋美 株式会社 LUMIERE 代表/作家
 古田 秘馬 プロジェクトデザイナー/株式会社umari 代表取締役
 三ツ谷 翔太 アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社パートナー
 森田 創 合同会社うさぎ企画代表社員/作家
 吉田 樹 福島大学経済経営学類准教授

中間整理

令和4年3月30日に提言、令和4年度も研究会を継続

【提言の3つの柱】



【アフターコロナ地域交通のミッション】

共創型交通への転換

官民や分野の垣根を越えた取組を推進

エネルギー

医療・介護



子育て・教育

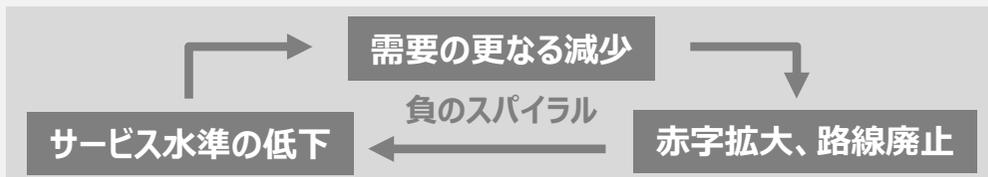


アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」について

- 住民の豊かなくらしの実現に不可欠なバス・鉄道などの地域交通について、**人口減少やコロナの影響で一層厳しい状況であることを踏まえ、最新のデジタル技術等の実装を進めつつ**、①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野とも、「**共創**」を推進し、**地域交通を持続可能な形で「リ・デザイン」（刷新・再設計）する方策**を探る。

①官と民の共創：交通サービスのエリアにおける最適化と長期的な安定化

・旺盛な需要のもとで、交通事業者が独自にサービス水準を設定し運行する仕組みは、**人口減少等が進み、需要が大幅に減少する状況下で困難**に。地域公共交通活性化再生法や欠損額の補助で対応してきたものの、**負のスパイラルを避けられず、コロナ禍で危機的状況**に。



・意欲ある地域では、こうした状況の打破のため、**公的主体と民間事業者が能動的に連携して、望ましいサービス水準（路線網、運行計画、運賃等）を設定し、公的主体による効率的な支援のもと、交通事業者は改善インセンティブが働く状態で運行を担うようにすることで、持続可能性を高める動き**が出ており、これを後押しすることが必要ではないか。

・MaaSや自動運転など最新のデジタル技術等を中長期・安定的に実装するには、地域の魅力向上や地域活性化に加えて、**地域社会になじむ形で、生活の利便性向上を図るためのアプローチ**が必要ではないか。

②交通事業者相互間の共創：モードの垣根を超えた交通サービスの展開

・独占禁止法特例法（令和2年制定）により、**利便性の高いサービスの実現を図りつつ、持続可能性を高めるため、カルテル規制を適用除外し、交通事業者相互の共創の促進を図る共同経営が可能**に。

・乗合バス事業者間だけでなく、**並走する鉄道とバスにおける運賃の共通化、ダイヤの連携など、モードに捉われず移動サービスを一体的にとらえて確保・充実していくためのアプローチ**が必要ではないか。

③他分野を含めた共創：くらしに関わる産業領域一体での交通創出

・需要の減少により、**運賃収入だけを原資とした従前のビジネスモデルでは成り立たず、まちづくり・地域づくりと連携しつつ、地域に必要な交通を住民主体で再構築する兆し**が見られている。

・交通事業者がくらしに関わる地元の企業等と適切にリスク分担し、サービスの運営・運行においてノウハウを発揮しつつ、**既存の枠組みとは異なる方法でくらしのための交通を創出するアプローチ**が必要ではないか。

交通サービスのエリアにおける最適化と長期的な安定化について

○ **交通事業者の経営が一層悪化し、危機的な状況。** 公的主体と交通事業者が能動的に関わり、**一定エリアにおける地域交通体系の全体最適化と長期的な交通サービスの安定化を実現する方策について検討**する。

現在

- ・交通事業者が、原則として独自にサービス水準（路線網、運行計画、運賃等）を設定し、運送サービスを提供している
- ・交通事業者への支援は単年度で個別路線ごとの実績に応じた赤字補填であり、そのままでは事業改善が見込まれない。
- ・地域公共交通活性化再生法を工夫して活用した取組も、自治体が対応できる範囲にも限界がある。

検討の方向性（イメージ）

- ・公的主体が一定エリアで真に必要なサービス水準を地域ぐるみでデザインすることにより、**地域交通体系の全体最適化**を図るべきではないか。
- ・交通事業者の意欲を引き出すため、例えば、**事業改善により生まれた余剰の一部を交通事業者の収入とするインセンティブ**を設定すべきではないか。
- ・デジタルへの投資、積極的な採用に向けた**経営の安定化**のため、例えば、公的主体と交通事業者で**サービス提供を複数年で契約**すべきではないか。

現在の地域交通ネットワーク



このままでは負のスパイラルが続き、
路線廃止が相次ぎ、交通崩壊への懸念が高まる

今後のネットワークの方向性



長期的な交通サービスの安定化が促進され、
改善インセンティブのもと必要な路線を能動的に確保・充実

②交通事業者相互間の共創 モードの垣根を超えた交通サービスの展開について

- 並走する鉄道とバスにおける運賃の共通化、ダイヤの連携など、**モードに捉われず移動サービスを一体的にとらえて確保・充実していくためのアプローチを検討**する。

例：徳島県南部における共同経営計画（令和3年3月認可）

取組の背景

J R 牟岐線の運行本数が少ない阿南駅以南における公共交通利用者の利便性を確保するため、徳島バスの運行する**高速バス**について、**鉄道と並行して一般道を運行する一部区間において、途中乗降を可能としているところ。**

共同経営の内容 共通運賃・通し運賃の設定及び収入調整

徳島県南部（阿南駅以南）の地域間移動の利便性向上を図るため、**独占禁止法特例法に基づく国土交通大臣の認可により、J R 牟岐線に並行して運行する徳島バスの J R 乗車券類による利用を実現。**

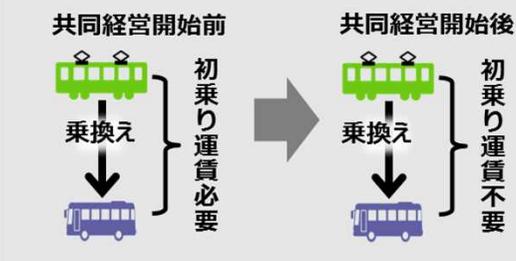
- J R 乗車券類でバスを利用可能とするほか、**初乗り運賃が不要**となる。
- J R 乗車券類による徳島バス「室戸・生見・阿南大阪線」利用時の収益は 1 : 1 で分配することとし、**運賃プール**を行うJR四国から徳島バスに配分。
- ・ 区 間 ： 阿南～浅川

<取組イメージ>

① JR乗車券類で徳島バス利用を可能化



② 通し運賃の適用



取組の効果 利便性の向上及び経営力の強化

- 徳島県南部地域の**平均運行間隔時間が20分以上短縮**される。
- 利便性向上に伴う利用者増等により、**交通事業者の経営力が強化**される。



③他分野を含めた共創 くらしに関わる産業領域一体での交通創出について

○ くらしに関わる地元の企業や住民と適切にリスクを分担し、交通事業者が移動サービスの運営・運行においてノウハウを発揮しつつ、既存の枠組みとは異なる方法でくらしのための交通を創出するアプローチを検討する。

例：香川県三豊市における検討内容

市域ほぼ全域に地場の路線バス事業者が存在せず、近年高まる観光ニーズへの対応や生活交通に大きな課題。

現在

父母ヶ浜の観光活性化に伴うサービス導入

「行きたいときに 行きたいところへ 行けるまち」を掲げ、住民のくらしを豊かにするため、「ちょい乗り」サービスを地元企業で「共創」して支える仕組みづくりを図り、実証実験をスタート。

■ 父母ヶ浜

潮が引いた干潮時の夕暮れには、南米ボリビアの「ウユニ塩湖」のような写真が撮れると話題の新たな観光地



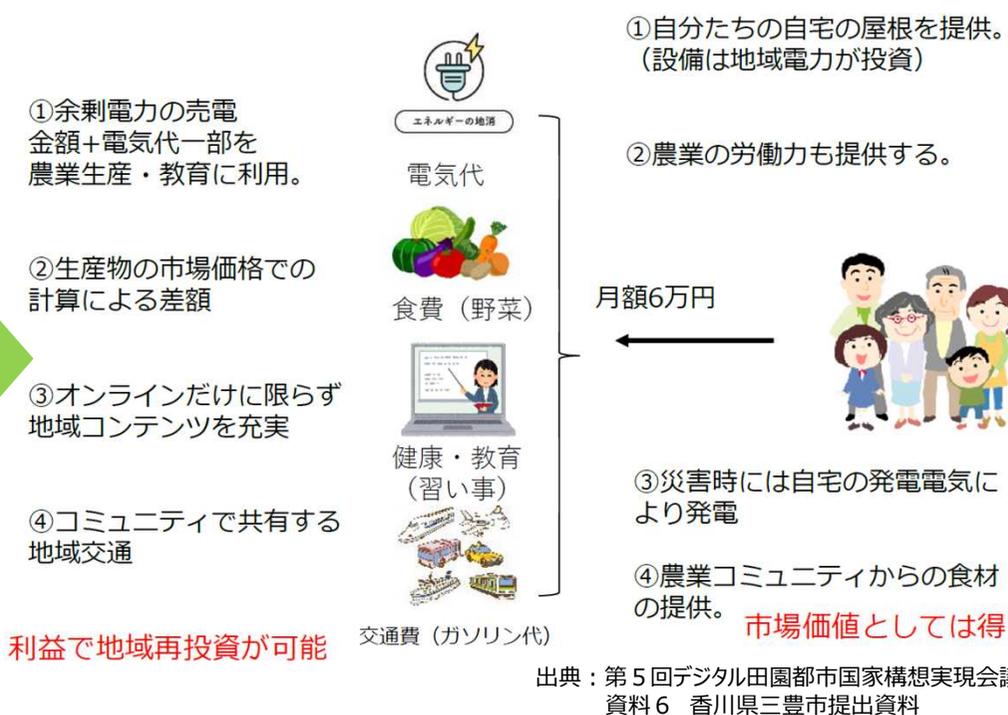
出典：三豊市HP

観光振興をきっかけとして、周囲にはカフェなどの出店が相次ぎ、移住、ワーケーションが進展

地域の生活・観光のための移動手段の確保が大きな課題に
地域に根付いた「ここにはないものは自分たちで創り出す」という精神で、
様々な産業の地元企業が共同で移動サービスを企画、誘客を促進

三豊市の目指す姿

ミニマムグリッドモデル



地域のくらしに必要なベーシックインフラを一括で提供
利益を地域に還元

政府の方針における地域交通のリ・デザインの位置づけ①

- 地域交通のリ・デザインについては、**経済成長、財政健全化、地方創生**など、**重要政策課題への処方箋**として、**政府の各種方針に位置付け**られている。

『経済財政運営と改革の基本方針2022』（骨太方針）

（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組
（3）多極化・地域活性化の推進

（分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築）

デジタル田園都市国家構想の実現に資する持続可能で多彩な地域生活圏の形成のため、**交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築**に当たっては、**法整備等を通じ**、国が中心となって交通事業者と自治体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや**従来とは異なる実効性ある支援等を実施する**。

『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』

（令和4年6月7日閣議決定）

V. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進
（3）デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保
②豊かな田園都市国家を支える交通・物流インフラの整備

MaaS（Mobility as a Service）や自動運転等の新技術の実装を進めつつ、**バスや鉄道等の地域交通ネットワークの再構築を図る**。**地域交通と医療・介護等の他分野を組み合わせた共創型の事業モデルの実証を行う**など地域交通サービスの利便性の向上を図る。

『デジタル田園都市国家構想基本方針』

（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針
（1）デジタルの力を活用した地方の課題解決 ④魅力的な地域をつくる

【公共交通・物流・インフラ分野のDXによる地方活性化】

・買い物や通院等に利用するための十分な移動手段やこれを支えるインフラが確保されていることも地方に求められる大きな条件である。MaaS（Mobility as a Service）の活用や自動運転の活用場面の更なる拡大など公共交通分野に係るデジタル化や先進技術の活用を一層進めるとともに、**官民や交通事業者間、他分野との垣根を越えた「共創」で地域交通をリ・デザインし、自家用車を持たない高齢者をはじめとする地域住民の移動手段を確保することを可能とする**。

（略）このように、地域住民の生活に不可欠なサービスをデジタル技術の活用により維持・確保し、利便性の高い暮らしの実現、地域の生活水準の向上を目指す。

（2）デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備

・ICTを活用し、**交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を図る**ため、**法整備等を通じ**、国が中心となって事業者と地方公共団体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや**従来とは異なる実効性ある支援等を実施する**。

政府の方針における地域交通のリ・デザインの位置づけ②

『フォローアップ』

(令和4年6月7日『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』とともに閣議決定)

Ⅲ. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進

- (3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保
 ②豊かな田園都市国家を支える交通・物流インフラの整備

(地域交通)

- ・アフターコロナに向けて住民の豊かな暮らしの実現を目指し、MaaSや自動運転などの最新技術の実装を進めつつ、交通事業者の経営の改善を図り、**官と民で、交通事業者相互間で、他分野とも連携する共創を推進し、地域交通ネットワークを持続可能な形でリデザインする**。そのため、**公的主体と交通事業者が適切なインセンティブ設定のもとで能動的に関わり、一定エリアにおける地域交通体系の全体最適化と長期的な交通サービスの安定化を実現する仕組みの検討を進める**。
- ・**地域交通と、デジタル、エネルギー、医療・介護等を組み合わせた事業モデルについて、「共創モデル実証プロジェクト」として実証し**、その結果を踏まえ、その中で生じる事業スキームの構築やファイナンスに係る課題に対して所要の措置を講ずるとともに、2022年度中に事例の横展開を進める。
- ・**地方公共団体が地域づくりの一環として行う自動運転移動サービスについて、2022年度に、事業モデルの実証を開始する**。また、2022年度中に、交通事業者等への混雑情報提供システムやキャッシュレス決済手段等の導入支援を行う。
- ・2022年度中に、バス・タクシー事業者が公共交通機関として持続できるよう、**事業規模・特性等に応じた事業の再構築を図るための方策等を検討し**、事業者の経営改善・事業再生のモデル事例の横展開を進める。

『デジタル田園都市国家構想基本方針』

(令和4年6月7日閣議決定)

第3章 各分野の政策の推進 1. デジタル実装による地方の課題解決

- (5) 豊かで魅力あふれる地域づくり ② 公共交通・物流・インフラのデジタル実装
 i 交通分野におけるDX推進 (n)「共創」による地域交通の「リ・デザイン」

- ・アフターコロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続に向けて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画等の作成を推進するとともに、事業継続や新技術の導入を支援する。また、**公的主体と交通事業者が適切なインセンティブ設定のもとで能動的に関わり、一定エリアにおける地域交通体系の全体最適化と長期的な交通サービスの安定化を実現する仕組みの検討を進める**。
- ・**地方公共団体が地域づくりの一環として行う自動運転移動サービスについて、2022年度に、事業モデルの実証を開始する**。また、交通事業者等への混雑情報提供システムやキャッシュレス決済手段等の導入支援を行う。
- ・地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）に基づく共同経営などの特例も活用しつつ、**利用者目線でのサービス改善を図るため、並走する鉄軌道とバスにおける運賃の共通化、ダイヤの連携等、複数の路線バス事業者間や、他の交通機関との連携を推進する**。
- ・**地域交通と、デジタル、エネルギー、医療・介護等を組み合わせた事業モデルについて、「共創モデル実証プロジェクト」として実証し**、その結果を踏まえ、その中で生じる事業スキームの構築やファイナンスに係る課題に対して所要の措置を講ずるとともに、2022年度中に事例の横展開を進める。

2. デジタル基盤の整備

- (4) ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
 (a)持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築

- ・最新技術の実装を進めつつ、**地方公共団体がバス等のサービス水準を設定した上で、交通事業者に対して、エリア一括して複数年にわたり運行委託する場合には、事業者の収支改善インセンティブを引き出すため、複数年にわたる長期安定的な支援に向け、実効性ある支援等を実施する**。

地域公共交通計画について

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。原則として、**全ての地方公共団体において作成が必要**。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じて様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の上下分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体又は事業者が、事業ごとに実施計画を作成

国土交通大臣が認定、事業許可のみなし特例等の特例措置

その他の事業

- **新地域旅客運送事業**
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。新モビリティサービス協議会における議論が可能。

<事業スキーム>

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。**(地域公共交通計画への記載は不要。)**
- ・国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

再掲

立地適正化計画の作成状況

○626都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和4年4月1日時点)

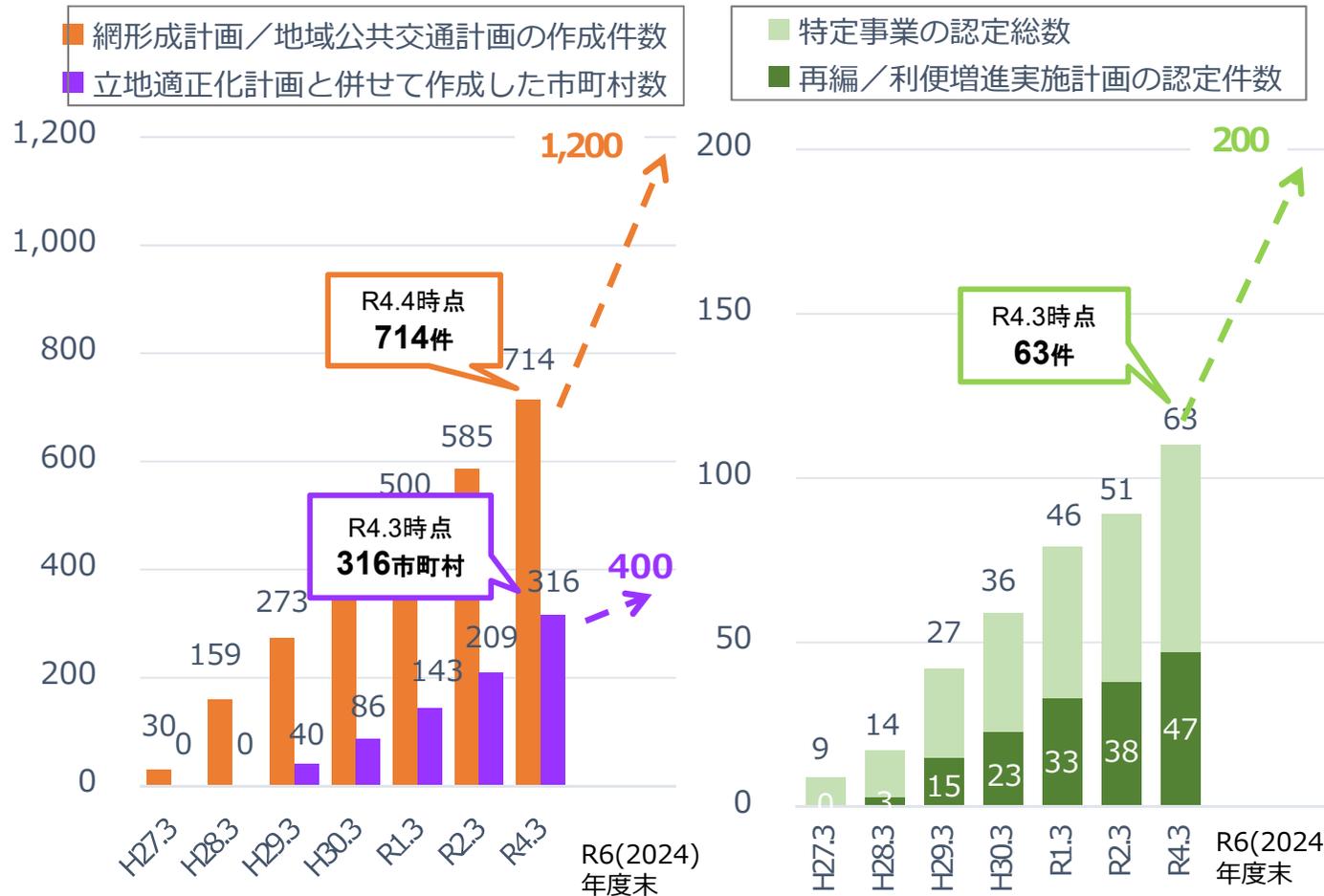
○このうち、448都市が計画を作成・公表。

※令和4年4月1日までに立地適正化計画を作成・公表の都市(オレンジマーカー)、防災指針を作成・公表の都市(青太枠: 85都市)

都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村(赤字: 445都市)、都市機能誘導区域のみ設定した市町村(青字: 3都市)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------------|-------|--------|-------|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 北海道 | 足寄町 弟子屈町 | 山形市 | ひたちなか市 | 明和町 | 習志野市 | 五泉市 | 甲斐市 | 磐田市 | 弥富市 | 貝塚市 | 宇陀市 | 廿日市市 | 高知市 | 菊池市 |
| 札幌市 | 青森県 | 米沢市 | 守谷市 | 千代田町 | 柏市 | 上越市 | 上野原市 | 焼津市 | 東郷町 | 守口市 | 川西町 | 安芸高田市 | 南国市 | 宇城市 |
| 函館市 | 青森市 | 鶴岡市 | 常陸大宮市 | 邑楽町 | 市原市 | 阿賀野市 | 長野県 | 掛川市 | 東浦町 | 坂方市 | 田原本町 | 海田町 | 土佐市 | 益城町 |
| 小樽市 | 弘前市 | 酒田市 | 那珂市 | 碓氷町 | 流山市 | 魚沼市 | 長野市 | 藤枝市 | 津市 | 茨木市 | 王寺町 | 熊野町 | 須崎市 | 大分県 |
| 旭川市 | 八戸市 | 新庄市 | 坂東市 | さいたま市 | 君津市 | 南魚沼市 | 松本市 | 袋井市 | 四日市市 | 八尾市 | 広陵町 | 山口県 | 四万十市 | 大分市 |
| 室蘭市 | 黒石市 | 上山市 | かすみがら市 | 川越市 | 酒々井町 | 胎内市 | 上田市 | 下田市 | 伊勢市 | 富田林市 | 和歌山県 | 下関市 | いの町 | 別府市 |
| 釧路市 | 五所川原市 | 村山市 | 神栖市 | 熊谷市 | 柴町 | 胎内市 | 岡谷市 | 裾野市 | 松阪市 | 寝屋川市 | 和歌山市 | 宇部市 | 北九州市 | 中津市 |
| 北見市 | 十和田市 | 長井市 | 鉢田市 | 行田市 | 芝山町 | 田上町 | 飯田市 | 湖西市 | 桑名市 | 河内長野市 | 海南市 | 山口市 | 須崎市 | 佐伯市 |
| 夕張市 | つばきみらい市 | 天童市 | 秩父市 | 秩父市 | 長生村 | 湯沢町 | 須訪市 | 伊豆市 | 名張市 | 大東市 | 有田市 | 萩市 | 久留米市 | 臼杵市 |
| 網走市 | 小美玉市 | 小美玉市 | 所沢市 | 所沢市 | 富山県 | 富山市 | 須坂市 | 菊川市 | 亀山市 | 和泉市 | 新宮市 | 防府市 | 直方市 | 津久見市 |
| 苫小牧市 | 尾花沢市 | 茨城町 | 本庄市 | 本庄市 | 高岡市 | 高岡市 | 小諸市 | 伊豆の国市 | 熊野市 | 箕面市 | 湯浅町 | 下松市 | 飯塚市 | 竹田市 |
| 稚内市 | 南陽市 | 大洗町 | 東松山市 | 東松山市 | 魚津市 | 魚津市 | 伊那市 | 牧之原市 | 伊賀市 | 門真市 | 鳥取県 | 岩国市 | 飯塚市 | 豊後高田市 |
| 美唄市 | 中山町 | 城里町 | 春日部市 | 春日部市 | 氷見市 | 黒部市 | 駒ヶ根市 | 函南町 | 朝日町 | 摂津市 | 鳥取市 | 光市 | 田川市 | 杵築市 |
| 芦別市 | 大江町 | 東海村 | 狭山市 | 狭山市 | 黒部市 | 黒部市 | 中野市 | 清水町 | 朝日町 | 高石市 | 米子市 | 柳井市 | 八女市 | 宇佐市 |
| 江別市 | 大石田町 | 阿見町 | 鴻巣市 | 鴻巣市 | 小矢部市 | 小矢部市 | 飯山市 | 長泉町 | 森町 | 東大阪市 | 島根県 | 美祢市 | 筑後市 | 豊後大野市 |
| 士別市 | 高島町 | 白鷹町 | 深谷市 | 深谷市 | 射水市 | 射水市 | 入善町 | 飯山市 | 彦根市 | 阪南市 | 島根県 | 周南市 | 行橋市 | 由布市 |
| 名寄市 | 白鷹町 | 福島県 | 草加市 | 草加市 | 西東京市 | 入善町 | 朝日町 | 朝日町 | 大津市 | 島本町 | 徳島県 | 徳島市 | 小郡市 | 国東市 |
| 三笠市 | 盛岡市 | 福島市 | 戸田市 | 戸田市 | 神奈川県 | 川崎市 | 相模原市 | 相模原市 | 彦根市 | 忠岡町 | 徳島市 | 鳴門市 | 奈良市 | 玖珠町 |
| 根室市 | 宮古市 | 会津若松市 | 朝霞市 | 朝霞市 | 川崎市 | 相模原市 | 横須賀市 | 横須賀市 | 豊橋市 | 能取町 | 徳島市 | 小松島市 | 朝倉市 | 宮崎県 |
| 千歳市 | 大船渡市 | 郡山市 | 志木市 | 志木市 | 石川県 | 金沢市 | 平塚市 | 平塚市 | 岡崎市 | 草津市 | 徳島市 | 松山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 滝川市 | 花巻市 | いわき市 | 和光市 | 和光市 | 金沢市 | 小松市 | 鎌倉市 | 藤沢市 | 一宮市 | 守山市 | 徳島市 | 津山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 歌志内市 | 北上市 | 白河市 | 久喜市 | 久喜市 | 小松市 | 輪島市 | 藤沢市 | 小田原市 | 栗東市 | 栗東市 | 徳島市 | 雲南市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 深川市 | 二戸市 | 須賀川市 | 蓮田市 | 蓮田市 | 輪島市 | 加賀市 | 小田原市 | 逗子市 | 甲賀市 | 野洲市 | 徳島市 | 隠岐の島町 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 富良野市 | 八幡平市 | 喜多方市 | 坂戸市 | 坂戸市 | 加賀市 | 羽咋市 | 白山市 | 野々市市 | 野洲市 | 湖南市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 登別市 | 奥州市 | 二本松市 | 日高市 | 日高市 | 加賀市 | 白山市 | 野々市市 | 穴水町 | 津島市 | 東近江市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 北広島市 | 磐石町 | 田村市 | 矢板市 | 矢板市 | 厚木市 | 福井市 | 福井市 | 福井市 | 津島市 | 愛荘町 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 石狩市 | 山田町 | 国見町 | 那須塩原市 | 那須塩原市 | 厚木市 | 福井市 | 敦賀市 | 敦賀市 | 刈谷市 | 京都府 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 当別町 | 野田村 | 猪苗代町 | さくら市 | さくら市 | 大和市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 海老名市 | 京都府 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 福島町 | 宮城県 | 矢吹町 | 那須塩原市 | 那須塩原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 七飯町 | 仙台市 | 茨城県 | 那須塩原市 | 那須塩原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 八雲町 | 石巻市 | 水戸市 | 下野市 | 下野市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 長万部町 | 登米市 | 日立市 | 益子町 | 益子町 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 江差町 | 栗原市 | 土浦市 | 茂木町 | 茂木町 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 古平町 | 大崎市 | 石河市 | 芳賀町 | 芳賀町 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 余市町 | 富谷市 | 古河市 | 上里町 | 上里町 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 南幌町 | 柴田町 | 岩手県 | 前橋市 | 前橋市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 栗山町 | 秋田県 | 秋田市 | 高崎市 | 高崎市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 鷹栖町 | 秋田市 | 能代市 | 桐生市 | 桐生市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 東神楽町 | 横手市 | 横手市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 斜里町 | 大館市 | 大館市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 白老町 | 湯沢市 | 湯沢市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 厚真町 | 大仙市 | 大仙市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 安平町 | 小坂町 | 小坂町 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 新得町 | 山形県 | 山形県 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |
| 芽室町 | 山形県 | 山形県 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 南足柄市 | 南足柄市 | 京都市 | 京都市 | 徳島市 | 岡山市 | 那珂川市 | 宮崎市 |

- これまでの法定計画の策定状況を踏まえ、以下の新たな政策目標値を設定。
 - ・地域公共交通計画の策定件数
 - ・地域公共交通計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数
 - ・地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数
- 国が予算や人材育成・ノウハウ面の支援を行うことで、マスタープラン作成等の取組を更に多くの地域に拡げること(「量」の拡大)とあわせて、まちづくりとの連携(両計画の作成部署の緊密な連携等)を含む「質」の向上も促進。



新たな政策目標値

(いずれもR6(2024)年度末時点)

地域公共交通計画の
策定件数

1,200件

⇒持続可能な旅客運送サービスの提供の
確保に向けた地域の取組を促進

地域公共交通計画を
立地適正化計画と併せて
策定した市町村数

400市町村

⇒まちづくりとの連携を強化

地域公共交通特定事業の
実施計画の認定総数

200件

⇒地域の実情に応じた旅客運送サービスの
提供の確保のための仕組みの活用を促進

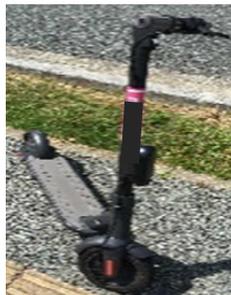
ポストコロナの移動需要を取り込むための公共交通等の高度化の推進

| | |
|------------|----------|
| 令和4年度当初予算 | 0.73億円 |
| ／令和3年度補正予算 | 285億円の内数 |

- ポストコロナにおける回復する移動需要を公共交通等を取り込むためには、
 - コロナ禍や社会経済情勢の変化により変容した利用者のニーズに的確に対応する
 - 移動の利便性を向上させる ことが重要。
- 一方、移動需要自体がコロナ前の水準に戻らない予測もされているなか、地域の公共交通を維持していくためには、
 - デジタル化を通じた移動サービス全体の効率化、高度化を図ることも重要。

変容した利用者のニーズへの対応 デジタル化を通じた移動サービスの効率化

- **ICカードやQRやタッチ決済、顔認証等の新たな決済手段の導入支援**
 - ✓ 決済データ蓄積によりサービスの高度化を可能にし、接触を回避するという変容したニーズに対応
- **シェアサイクルや電動キックボード、グリーンスローモビリティ等の新しいモビリティの導入支援**
 - ✓ カーボンニュートラルに資するほか、ラストワンマイルの移動ニーズにきめ細やかに対応可能。パーソナル性の高い移動を求めるニーズに対応
- **AIオンデマンド交通の導入支援**
 - ✓ 地域において導入されているデマンド交通に対して、AIを用いたシステム導入によりルートや配車、さらには経営を合理化
- **交通情報のデータ化、混雑情報を提供するシステム等の導入支援**
 - ✓ DXによる経営やサービスの効率化、高度化

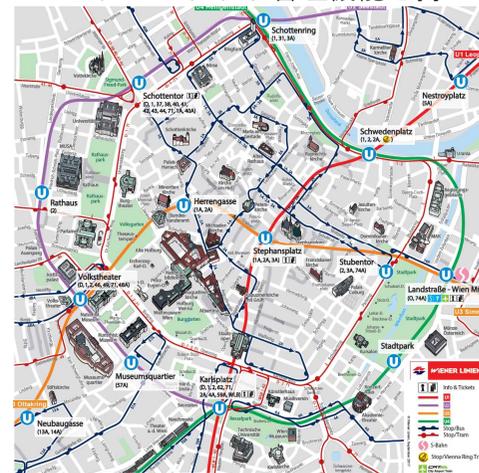


公共交通等の面的な利便性向上

- **積極的に面的な移動サービスの利便性向上、高度化に取り組む事業者への支援**
- **新モビリティサービス事業計画の策定、評価に取り組む事業者への支援**
 - ✓ 地方公共団体、事業者が密接に連携して面的に高度なMaaSの取組について、官民が連携して取組を実施することで、移動の高度化やスーパーシティ／スマートシティを実現

【参考】ウィーンの事例

- ・ WIENER LINIEN（ウィーン市交通局）が、U-Bahn（地下鉄）、トラム、バスを一体的に運営。
- ・ 年間定期券により、近郊鉄道も含めた乗り放題サービスを提供。
- ・ デジタルチケット管理機能を持ったMaaSアプリも存在。



出典:2021/4時点 WIENER LINIEN HP

国土交通省(国土政策局)

デジタル田園都市国家構想を支える国土の形成

⇒ 地方で人々が暮らしを続けるための、地域の取組の道しるべ。Well-Beingを増大

生活者目線

ともすれば行政目線での
課題解決の優先付け

生活者・事業者の必要度合いに応じた
圏域設定、課題解決の優先付け
＜住民最適＞

横串の発想

分野ごとの縦割り発想
(交通、医療、介護、教育など)

分野を越え課題の共通項を解決する
プラットフォームの構築

全員野球

行政(市町村)中心の取組

課題に関係する事業者すべてが
行政とともに取組

デ ジ タ ル

データ基盤による課題・ニーズの見える化

※例えば、住民の移動の実態をデータ化することにより
公共交通のルートやダイヤを最適化

レイヤー化による課題の抽出

※例えば、従来の公共交通サービスに加え、スクールバス・福祉車両といった
区分にこだわらない住民の足の確保

各地域がそれぞれ、

①生活者の利便を最優先する視線 ②分野の垣根にとらわれないこと

③全ての関係者による協働 ④デジタルの発想

をセットで課題の解決に取り組む仕組み

⇒このような仕組みで実現される暮らしに不可欠な諸機能(交通、医療、介護、教育、
仕事、文化など)が、将来にわたり維持・向上されている姿を「地域生活圏」と呼ぶ

諸機能を確保する圏域は地域が、行政界にとらわれず生活者の行動範囲で考える

諸機能の確保がされている実態からは人口規模10万人前後がひとつの目安だが、
離島に限らず、あくまで地域ごとの意向次第

国が地域生活圏の
実現を強かに支援

民間の柔軟な発想を
とり入れた迅速かつ
効率的な意思決定を
行う推進主体(ローカ
ルマネジメント法人)
の仕組みも検討

国土利用の新たな方向性

- 人口減少社会において、災害リスクや様々な地域課題にも対応した適正な国土の利用・管理を確保
- デジタル田園都市国家構想を支える新たな国土形成計画と一体

課題

- 人口減少・高齢化に伴う国土の管理水準の悪化
- 自然環境・景観悪化、地域衰退
- 災害リスクの高い地域での人口増加、産業集積

新たな国土利用の方向性

○ 地域社会全体の持続性を重視した国土利用

カーボンニュートラル、30by30等の新たな目標と地域課題の統合的な解決が重要

- 利用区分を超えた新たな発想で土地利用を最適化
Ex. 最終的に生産再開が困難な農地への計画的な植林
防災移転元地の緑地化(Eco-DRRの実装)等

○ 地理的条件による災害リスクを踏まえた国土利用

既存インフラの維持管理が困難になる中で、より多くの人がより災害リスクの低い土地に居住し生活する必要

- 地理的条件による災害リスクを基に、諸事情も衡量しつつ規制・誘導等により中長期的に人口を抑制
※国も国土情報を活用した助言等により積極的に関与

危機への備え

○ 危機への備えに重点を置いた国土利用

大規模災害への国土利用面からの対応が必要

- 土地利用調整の考慮要素として危機への備えに重点を置くことを明示

新たな推進方策

○ 管理構想の推進

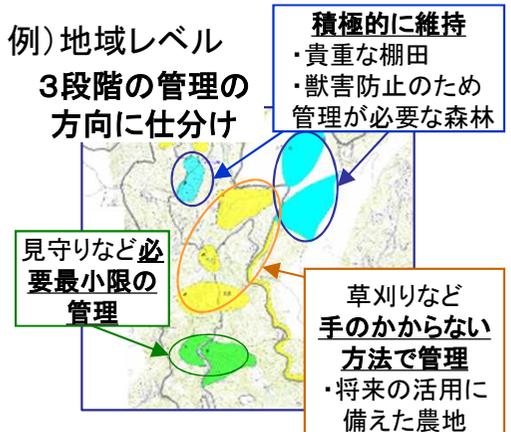
市町村管理構想・地域管理構想*を全国展開し、左の諸課題の横断的解決を図る

- 管理構想の土台となる国土利用計画[市町村計画](5割以上の市町村が未策定)と一体的に策定を推進
- 制度化を含め、管理構想の更なる推進方策を検討
(他の計画を活用した効率的な策定、コーディネート人材の育成等も検討)

※「国土の管理構想(R3.6)」

- 人口減少下の適切な国土管理の指針
- 都道府県・市町村・地域の各レベルで管理構想を策定
- 全ての土地をこれまで同様に管理するのではなく、優先的に維持する土地の明確化や管理方法の転換を進めることが重要
- 住民自ら話し合い、土地の利用・管理の方向性を示す(地域レベル)

例) 地域レベル
3段階の管理の方向に仕分け



- 国土形成計画における産業の再配置・新産業の立地誘導や広域一時滞在等の可能性検討の結果に応じて必要な国土利用を検討等

適正な国土利用・管理の下支え

○ DXを前提とした国土利用

地域の土地に関する現状把握から対策の検討・実施に至るまで、デジタルを前提とした発想への転換を図ることにより、適正な国土の利用・管理に向けた取組を広く下支え

事業概要

令和4年度予算額:331百万円

- 各地域の個性や強みを活かした特色ある成長を図るためには、民間の投資効果が最大限に引き出されるよう、民間の設備投資等と一体的に基盤整備を実施することが重要である。
- 官民が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、地方公共団体が行う事業化検討に対して調査費補助を行う。

事業内容

【配分先】地方公共団体(都道府県・市町村等)

【補助率】1/2

【募集・配分スケジュール】年3回配分(予定)

| 区分 | 募集期間 | 配分時期 |
|-----|-------------|-------|
| 第1回 | 1月25日～2月18日 | 4月26日 |
| 第2回 | 2月28日～4月15日 | 6月下旬 |
| 第3回 | 6月中旬～7月上旬 | 8月下旬 |

(令和4年度予定 応募状況により、変更する場合があります)

【支援内容】

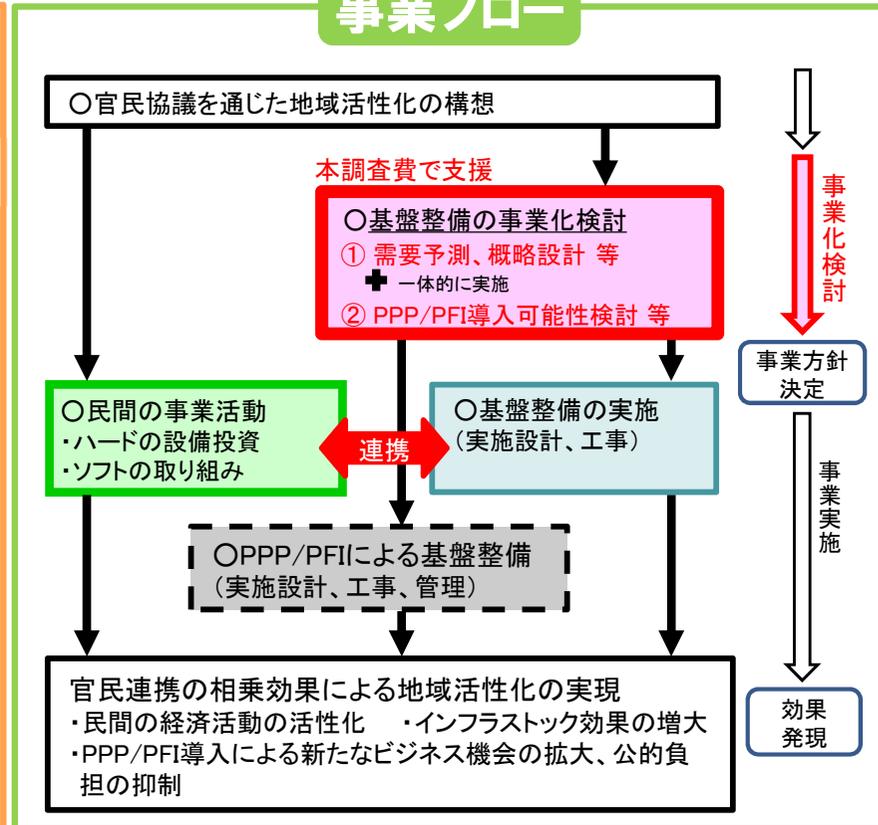
民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備※の事業化に向けた検討経費を支援

<調査内容>

- ① 施設整備の内容に関する調査
(例) 基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等
- ② ①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査
(例) PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFM算定等

※ 道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設

事業フロー



国土交通省(住宅局)

【制度概要】

住宅を新築した場合、固定資産税の税額を2分の1に減額（中高層耐火建築物は5年間、その他の住宅は3年間）
 ※長期優良住宅の場合、中高層耐火建築物は7年間、その他の住宅は5年間

適用対象の見直し

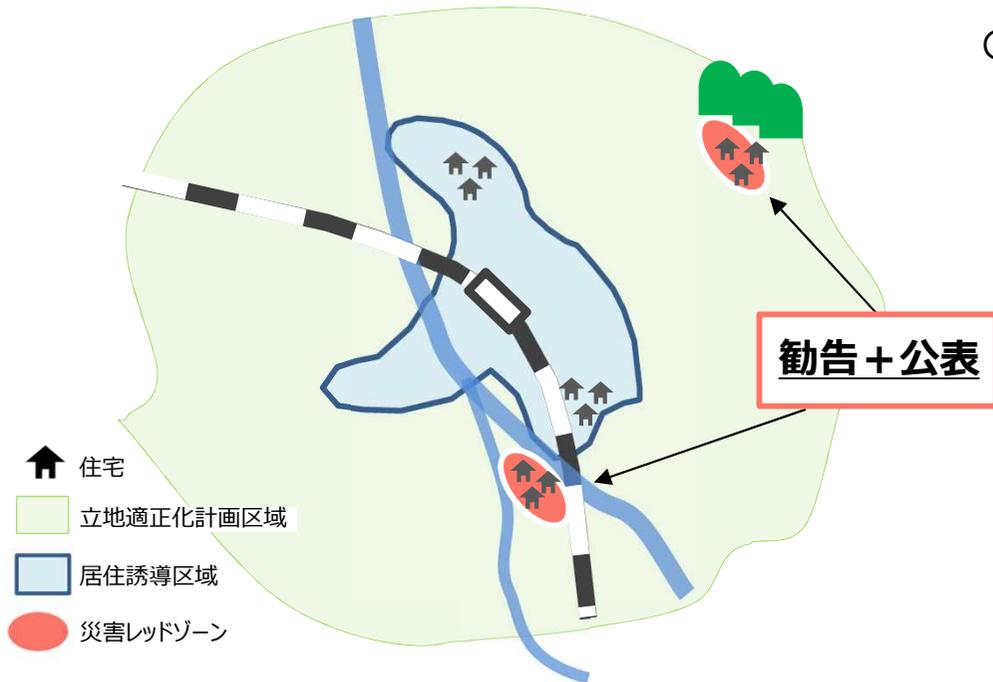
災害ハザードエリアにおける開発等の抑制の観点から、土砂災害特別警戒区域等の区域に立地する一定の住宅（令和4年4月1日以降に新築されるものに限る。）については新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用対象外とする。

<適用対象外となる住宅>

以下の①～④を**全て**満たす住宅

- ① 「立地適正化計画の区域内」かつ「居住誘導区域外の区域」かつ「**災害レッドゾーン内**」で建設されている
- ② 一定の規模以上（**3戸以上又は1戸若しくは2戸で規模が1,000㎡以上**）の住宅を新築する行為によって建設されている
- ③ 市町村長によって適切な立地を促すための**勧告が**されている
- ④ ③の**勧告に従わず**建設されており、勧告に従わなかった旨が市町村により**公表**されている

【参考】立地適正化計画の区域内における開発行為等に関する勧告・公表制度（都市再生特別措置法第81条・第88条）



○ 立地適正化計画の区域のうち、居住誘導区域外において、3戸以上の住宅又は1戸若しくは2戸の住宅で規模が1,000㎡以上のものの開発行為等を行おうとする場合

- ・ 市町村長に届け出なければならない
- ・ 届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、市町村長は必要な勧告をすることができる
- ・ 災害レッドゾーンでの開発行為等に対する勧告について、事業者がこれに従わなかったときは、事業者名等を公表することができる（R4.4施行）

災害レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 浸水被害防止区域

住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）の概要

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地を再生し、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、**住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)**により、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う。

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上（面積要件なし）※
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過（20年以上経過）※
- ✓ 高齢化率が著しく高い（高齢化率要件なし）※
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内等

ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等
地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動を支援

国費率1/3（1/2）※



ハード事業に対する支援

高齢者支援施設・子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備

共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、コワーキングスペース、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備を支援〔国費率1/3〕



地区公共施設等の整備

公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援〔国費率1/3〕



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援〔国費率1/3〕



（カッコ）※は、改正地域再生法に基づく地域住宅団地再生事業を実施する区域に限る

空家法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う。

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

<空き家対策基本事業>

・**空き家・不良住宅の除却【補助率：直接・間接ともに2/5】** →

- ① 特定空家等の除却
(自主的対応が可能な者に対する空家法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く)
- ② 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅の除却
- ③ 地域活性化要件を満たす空き家の除却

・雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた又は被害が見込まれる空き家の緊急的又は予防的な除却については、空家等対策計画に位置付けた場合に限り、当該空き家の除却後の跡地を「地域活性化のための計画的利用に供さなければならない」という要件(以下、「地域活性化要件」という。)を適用しないこととする。

・通常想定される除却費と比較して高額となる以下の場合に限り、かかりまし費用を補助対象に追加する。
ア) 崖地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合
イ) 離島等に立地し、廃材等の処分場が近くにない場合

空き家の除却に係る拡充

・**空き家・不良住宅を除却した後の土地の整備【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】**

ただし、地域活性化要件の適用が除外されている特定空家等や不良住宅の除却後の土地を、公益性の高い以下の用途で活用する場合、かつ、10年以上同一の用途で活用を行う場合に限る。
ア) 地域に開放するポケットパークや児童遊園
イ) 災害時等に避難することが可能な防災空地や避難場所
ウ) 地域に開放する公的駐車場

拡充

- ・**空き家の活用【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】**
- ・**空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握【補助率：直接1/2】**
- ・**空き家の所有者の特定【補助率：直接1/2】**

<空き家対策附帯事業>【補助率：直接1/2】

・**空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業**

- ① 行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用
- ② 代執行後の債権回収機関への委託費用
- ③ 財産管理制度の活用に伴い発生する予納金

<空き家対策関連事業>【補助率：各事業による】

・**空き家対策基本事業とあわせて実施する以下の事業**

- ・住宅・建築物耐震改修事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・街なみ環境整備事業
- ・狭あい道路整備等促進事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業

・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業
(空き家が集積し、その活用が必要な地域における空き家の活用の方針、関連する各種ハード事業の導入可能性の検討等)

拡充

<空き家対策促進事業>【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ交付対象事業の全体事業費の2/10以内)】

・**空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業**

例：空き家対策基本事業(代執行又は空き家の除却若しくは活用)にあわせて行う残置物の処分(ただし、空き家対策基本事業における工事等と同一契約で行う場合は空き家対策基本事業として対応する。)



居住環境の整備改善のため、空き家・不良住宅を除却

地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

空家法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等と連携して事業を推進

注1) 複数の住戸等からなる建物の場合は、全ての住戸等が空き家であるものに限る(不良住宅を除く)。
注2) 所有者等から、代執行による除却費、財産管理制度における予納金又は残置物の処分費に相当する費用を回収した場合は、国に返納する必要がある。

補助対象

- ・空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区において事業を行う
- ・空家法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある

などの要件を満たす地方公共団体

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- ・ 市街地再開発事業
- ・ 優良建築物等整備事業
- ・ 地域優良賃貸住宅整備事業
- ・ 住宅市街地総合整備事業
- ・ 防災街区整備事業
- ・ 都市再生整備計画事業の交付対象事業
- ・ 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- ・ 認定集約都市開発事業

【事業概要】 ※その他、住宅部分については地域要件等あり

<必須要件>

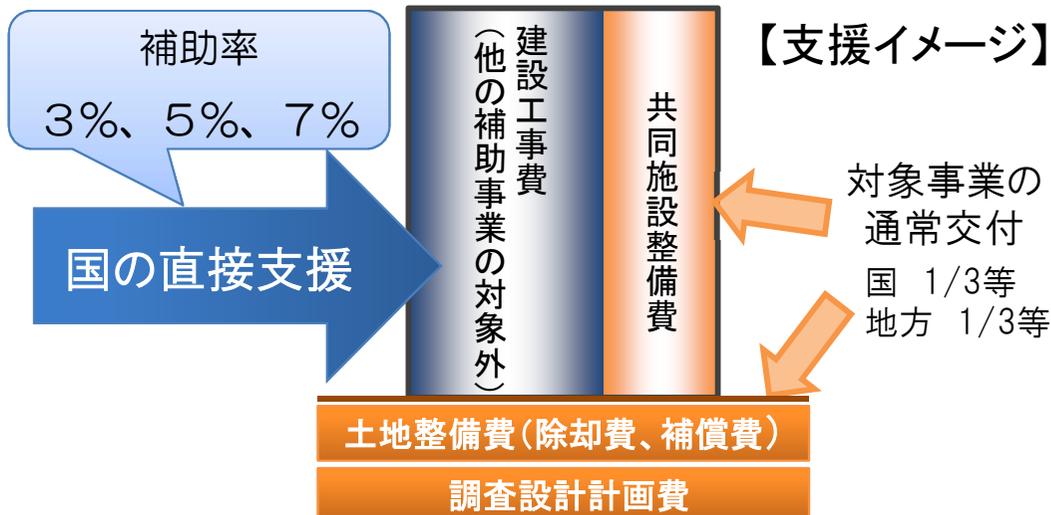
- ・ 高齢者等配慮対策(バリアフリー化)
- ・ 子育て対策(バリアフリー化、防犯性)
- ・ 防災対策(帰宅困難者支援[都市部]、構造安全性)
- ・ 省エネルギー対策(省エネルギー誘導基準への適合)
- ・ 環境対策(リサイクル性への配慮、劣化対策)

【適用期限】

令和7年3月31日まで(令和9年3月31日において完了しないものについては、同日後実施される事業の部分を除く。)

【補助金額】

補助対象事業の建設工事費(他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く)に対し、要件の充足数に応じて、以下の割合を乗じて得た額の範囲内とする。



<選択要件>

- ・ 防災対策(帰宅困難者支援[地方部]、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策)
- ・ **省エネルギー対策(ZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合)**
- ・ 環境対策(ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用)
- ・ 子育て対策(遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援)
- ・ 生産性向上(BIMの導入)
- ・ 働き方対策(テレワーク拠点の整備)



拡充

| | | | |
|------|------------|-----|----|
| 必須要件 | のみ | ・・・ | 3% |
| 必須要件 | + 選択要件の1項目 | ・・・ | 5% |
| 必須要件 | + 選択要件の2項目 | ・・・ | 7% |

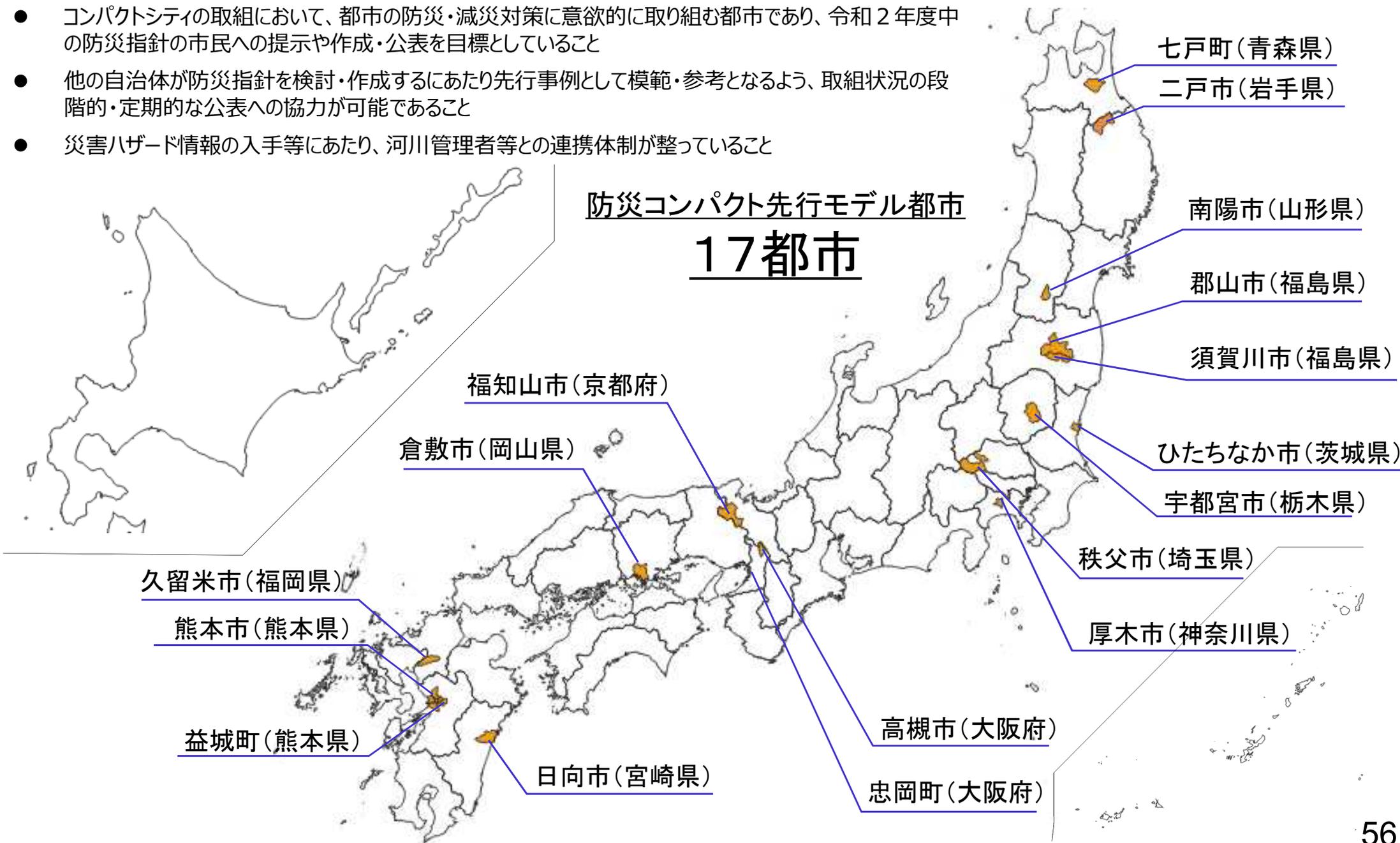
国土交通省(都市局)

防災コンパクトシティ

防災コンパクト先行モデル都市の形成・横展開

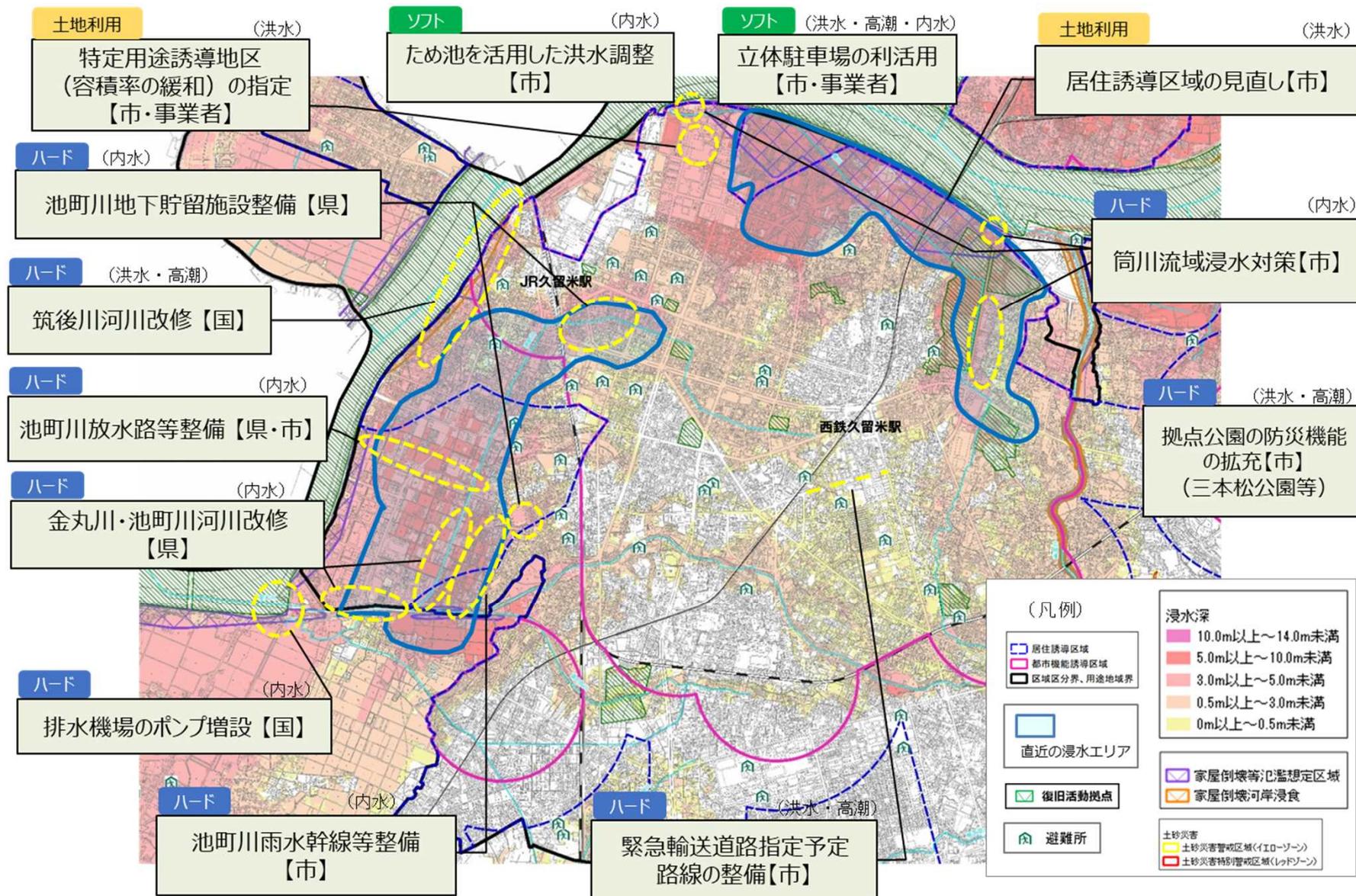
＜選定の考え方＞

- コンパクトシティの取組において、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む都市であり、令和2年度中の防災指針の市民への提示や作成・公表を目標としていること
- 他の自治体が防災指針を検討・作成するにあたり先行事例として模範・参考となるよう、取組状況の段階的・定期的な公表への協力が可能であること
- 災害ハザード情報の入手等にあたり、河川管理者等との連携体制が整っていること



防災コンパクト先行モデル都市における防災指針の検討事例

○災害ハザード情報や過去の浸水被害を踏まえ、中心市街地において、リスクの高いエリアを居住誘導区域から除外するとともに、浸水リスクを低減する河川整備・雨水貯留施設整備や、民間と連携した避難先の確保などのソフト対策を網羅的に防災指針に位置づけ。



災害危険エリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

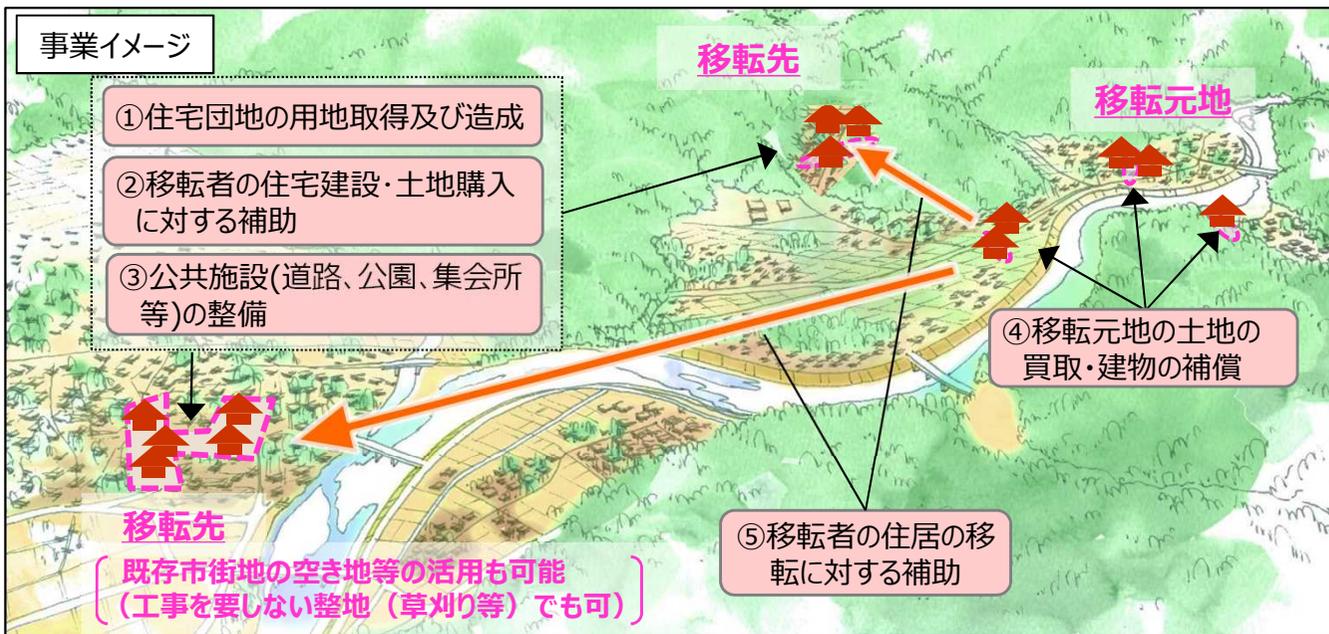
移転先（住宅団地）

5戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

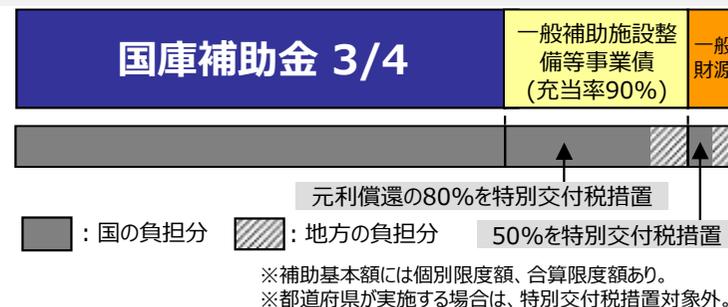
※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3 / 4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（住居の移転に関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。
なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地の買取・建物の補償
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1 / 2）



補助基本額における財源内訳



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
※事業計画等の策定に必要な経費の適償性に関しては、財政部局と協議すること。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・防災街区整備事業
- ・都市再生整備計画事業の交付対象事業
- ・地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- ・認定集約都市開発事業

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【事業概要】

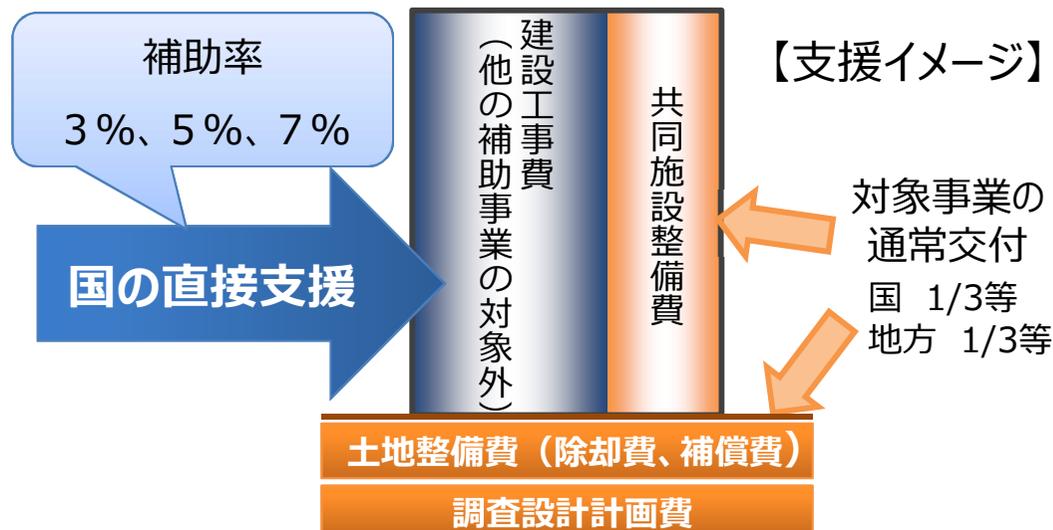
<必須要件>

- ・ **高齢者等配慮対策**（バリアフリー化）
- ・ **子育て対策**（バリアフリー化、防犯性）
- ・ **防災対策**（帰宅困難者支援〔都市部〕、構造安全性）
- ・ **省エネルギー対策**（省エネルギー誘導基準への適合）
- ・ **環境対策**（リサイクル性への配慮、劣化対策）



<選択要件>

- ・ **防災対策**（帰宅困難者支援〔地方部〕、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）
- ・ **省エネルギー対策**（ZEH・ZEBレベルの省エネ基準適合）
- ・ **環境対策**（ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用）
- ・ **子育て対策**（遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援）
- ・ **生産性向上**（BIMの導入）
- ・ **働き方対策**（テレワーク拠点の整備）



【適用期限】 令和7年3月31日まで（令和9年3月31日において完了しないものにあつては、同日後実施される事業の部分を除く。）

【補助金額】

補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く）に対し、要件の充足数に応じて、以下の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

| | | | |
|------|------------|---|----|
| 必須要件 | のみ | … | 3% |
| 必須要件 | + 選択要件の1項目 | … | 5% |
| 必須要件 | + 選択要件の2項目 | … | 7% |

- 密集市街地における防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用
- 建築物及びその敷地の整備又は防災公共施設等の整備

■ 区域要件

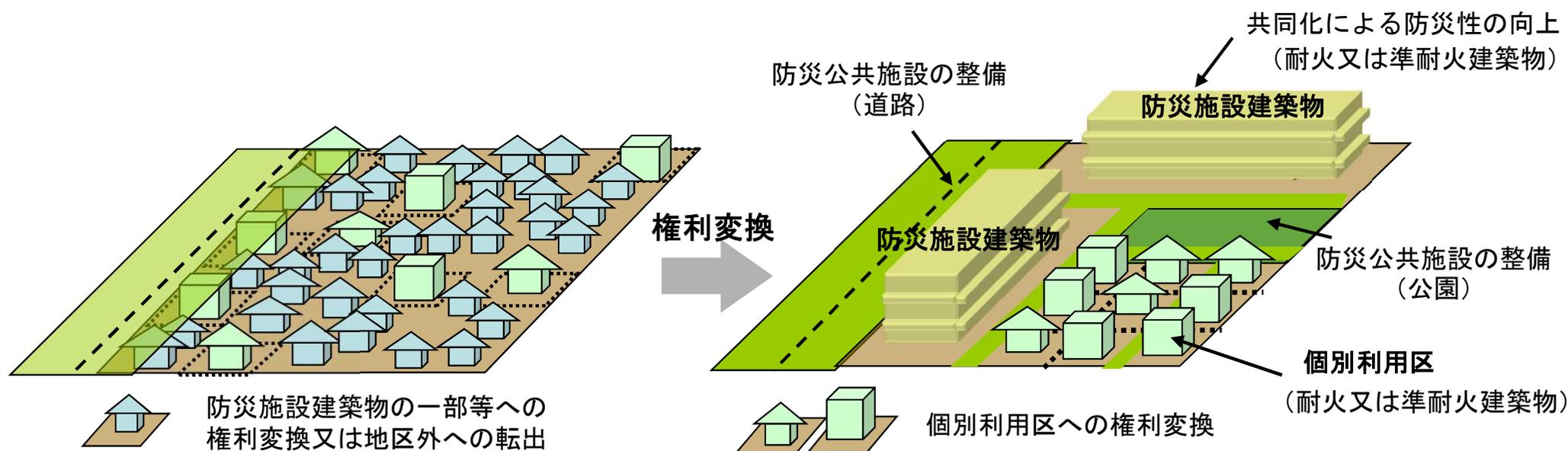
- 特定防災街区整備地区等の区域内
- 耐火・準耐火建築物の延床面積の割合が1/3以下
- 不適合建築物の割合が1/2以上
- 土地利用状況が不健全
- 特定防災機能の効果的確保に貢献

■ 特徴(市街地再開発事業との違い)

- 共同化だけでなく、個別の土地に権利変換可能(個別利用区)

■ 施行者、支援制度

- 施行者、支援制度は市街地再開発事業とほぼ同じ



まちなかの魅力向上

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2

【補助金】都道府県、民間事業者等 国費率：1 / 2

施行地区

- ① 都市再生整備計画事業の施行地区※、かつ、
- ② 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

※立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村に対する令和6年度末までの経過措置は対象外

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるコミュニティハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



都市・地域交通戦略推進事業

目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者※1：地方公共団体、法定協議会※2、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
 - ※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能
 - ※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率：1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業）



路面電車・バス等の公共交通の施設（車両を除く）



自由通路



ペDESTリアンデッキ



自転車駐車場



シェアサイクル設備



駐車場(P&R等)



交通結節点整備



公共交通施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等



自立分散型エネルギー施設



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用



社会実験

交通まちづくり活動の推進



スマートシティの推進

情報化基盤施設※3の整備

デジタルの活用に係る社会実験

※3 情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラ等他先進的な技術を活用した施設、サービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のための基盤整備等

まちづくりファンド支援

マネジメント型

一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に対して出資等により支援。

クラウドファンディング活用型

クラウドファンディングなどの「志ある資金」を活用した観光振興や歴史的施設の保全等のまちづくりを、まちづくりファンドを通じて支援。

共助推進型

※R4年度からクラウドファンディング型の類型として拡充

活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、自立的に行われるまちづくり活動を、まちづくりファンドを通じて支援。

老朽ストック活用リノベーション等推進型

「新たな日常」に対応するまちづくりに不可欠な都市機能を早急かつ効率的に充実させるため、有効活用が求められる老朽ストックを活用してテレワーク拠点等を整備する民間まちづくり事業を、まちづくりファンドの出資等により機動的に支援。

実績

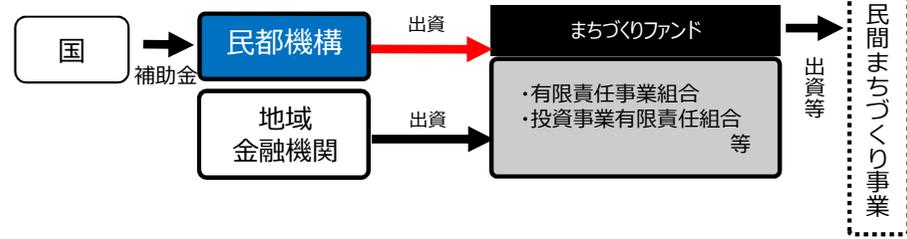
2005年度～2021年度

- 《マネジメント型》
26件 1,230百万円
- 《クラウドファンディング活用型》
12件 148百万円
- 《老朽ストック活用型》
1件 1,505百万円

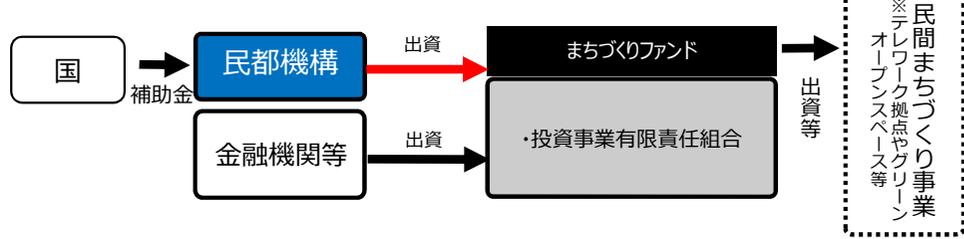
(ファンド件数、機構のファンドへの出資・拠出実績)

スキーム

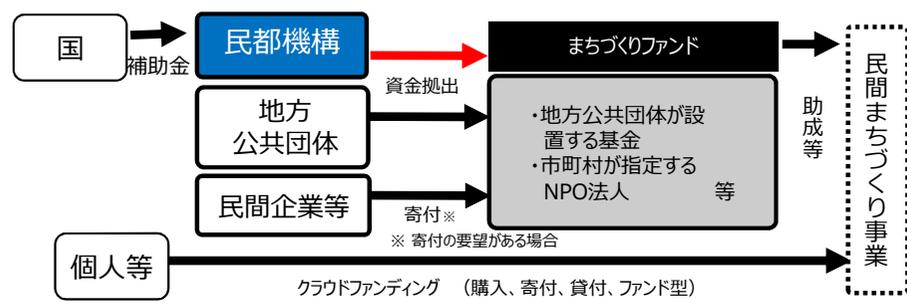
< マネジメント型 >



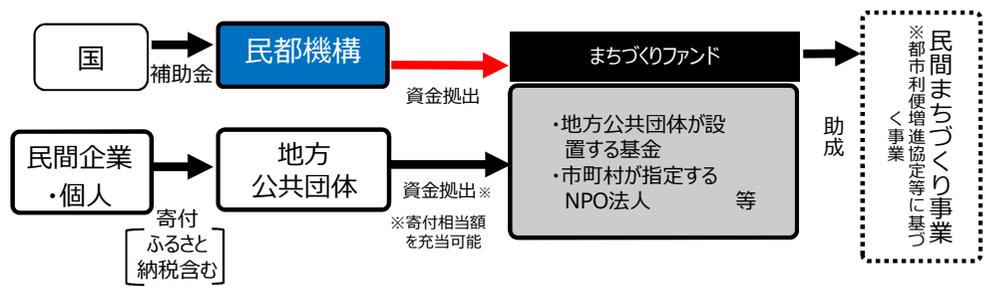
< 老朽ストック活用リノベーション等推進型 >



< クラウドファンディング活用型 >



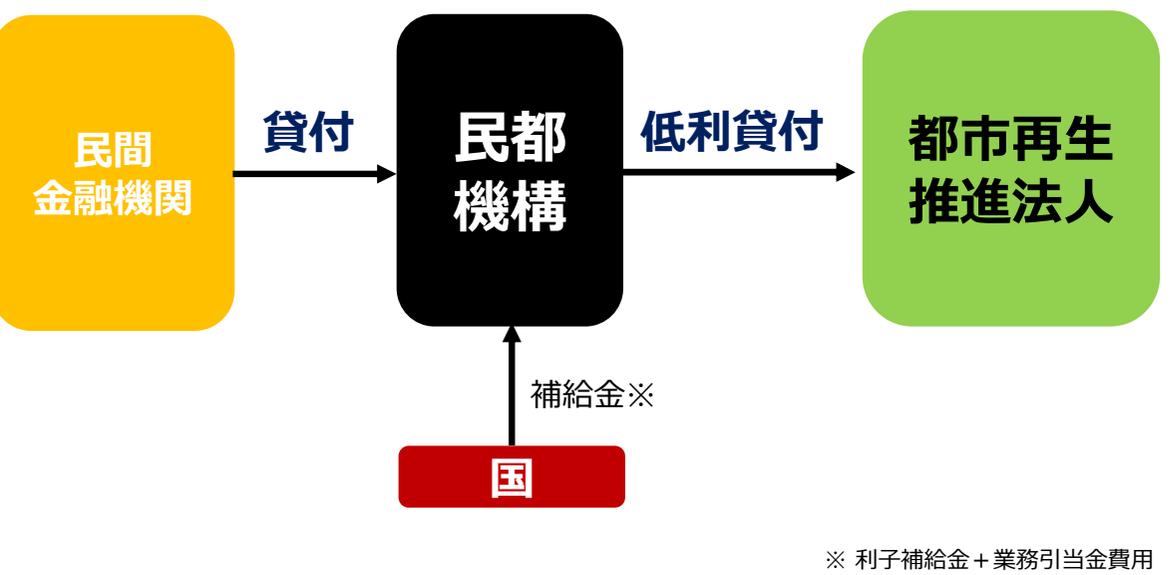
< 共助推進型 (R4年度からクラウドファンディング型の類型として拡充) >



まちなか公共空間等活用支援

○ 市町村が定める「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）」において、都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が長期にわたる低利貸付を行うことにより事業の円滑化を図り、「居心地が良く歩きたくなる」空間の実現に貢献。

■ スキーム

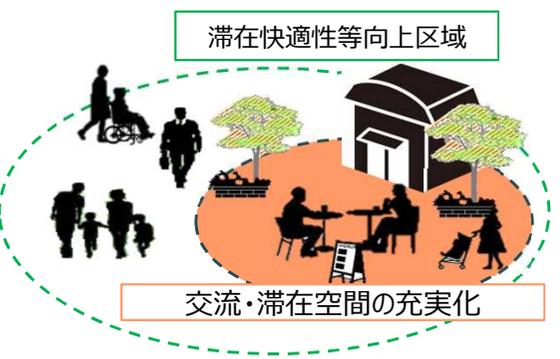


■ 主な要件

- 金利(参考) : 0.1% (期間10年元金均等半年賦、R4.3時点)
- 支援対象者 : 都市再生推進法人
- 貸付対象事業 : ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業
- 貸付限度額 : 総事業費の1/2
- 貸付期間 : 最長20年
- 事業要件 : ・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内で行われる事業であること
・都市開発事業（建築物及び敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うもの）に該当すること

■ 制度活用イメージ

- 市町村が定める「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）」において、カフェ等の整備と併せて、広場や歩道空間におけるベンチの設置や植栽等を行う事業



支援事例 1 : 商業施設のリニューアル

むつ松木屋商業施設ウォークアブル改修事業（青森県むつ市）

- 商業施設のリニューアルに伴い、道路に面した部分について①店舗内部のオープンスペース化、②外壁のガラス張り化や修景、および、歩行空間の創出・整備やベンチの設置等を実施



出典：民間都市開発推進機構HPより

まち再生出資

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。

<スキーム> ※赤字部分：R4制度拡充事項



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者 (SPC)

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2ヘクタール以上であること(医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上)
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上(誘導施設※1を含む事業は500㎡以上)

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
 - ① 総事業費の50%
 - ② 資本の50%
 - ③ 公共施設等※2の整備費 (都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設※1)

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1: 支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
 ※2: 公共施設のほか、都市利便施設(駐車場、防災備蓄倉庫等)、建築利便施設(エレベーター、共用通路等)及びインキュベーション施設を含む。

具体例

オガールプラザ整備事業 (岩手県紫波町)

○支援内容

- (1) 支援先 オガールプラザ株式会社
- (2) 出資額 0.6億円

○事業内容

- (1) 規模 地上2階建
- (2) 用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
- (3) 工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2021年度

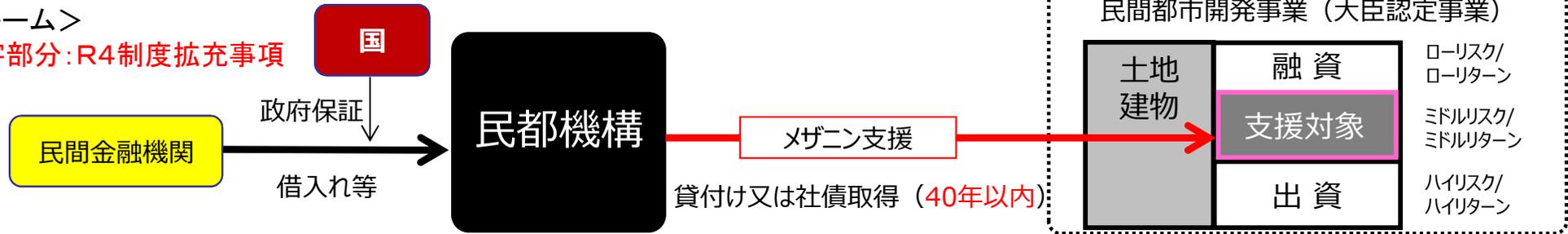
支援件数 56件 支援総額 約423億円

メガシン支援

- 優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組みを平成23年度に創設。
- 民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。

<スキーム>

※赤字部分: R4制度拡充事項



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者

<対象区域>

- ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
- ・都市再生整備計画の区域

<対象事業>

- ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が原則1ヘクタール以上であること
 - ※ 都市再生整備計画の区域では、原則0.2ha（三大都市圏の既成市街地等では0.5ha）以上であること
- ・都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
- ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）
 - ※ 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。
 - ※ 期間20年超の支援については、BELSを取得のうえ第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象。
- ・省エネ基準に適合していること。

<支援限度額>

- ・次のうち、いずれか少ない額
 - ① 総事業費の50%
 - ② 公共施設等※1の整備費
(特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等 + 整備計画に記載された国際競争力強化施設※2の整備費)

※1：公共施設の他、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及び情報化基盤設備（センサー、ビーコン等、先端的な技術を活用した設備）の整備費用を対象とする。

※2：外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）を含む。

具体例

環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業Ⅲ街区建築物等整備事業（東京都港区）



- 支援内容
 - (1) 支援先 K2合同会社
 - (2) 支援額 100億円
- 事業内容
 - (1) 規模
 - 地上52階建、事業区域面積17,000㎡、延床面積244,360㎡
 - (2) 用途
 - 事務所、店舗、カンファレンス、住宅、ホテル、駐車場
 - (3) 工期
 - 2011年4月 ~ 2014年5月

実績

2011年度～2021年度
 支援件数 10件 支援総額 1,116億円

共同型都市再構築

- 地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民都機構が長期で安定的な資金を供給する制度。
- 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡又は賃貸。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済等で民都機構に返済。



制度利用のための主な要件

＜対象事業者＞

- ・民間事業者

＜対象区域＞

- ・市街化区域等

＜対象事業＞

- ・以下のいずれかの建築物を整備する事業であること
 - ①防災上有効な施設（防災備蓄倉庫、退避施設等）を有し、かつ、環境に配慮（CASBEE Aクラス以上等）した建築物
 - ②地域の生活に必要な都市機能（医療・福祉、商業等）を有する建築物
 - ③宿泊施設を有する建築物
- ※ 三大都市（東京都特別区、大阪市、名古屋市の旧市街地）の地域は①又は③に限る
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が500㎡以上であること
- ・延床面積が原則2,000㎡以上であること
 - ※ 都市機能誘導区域及び都市再生整備計画区域内では1,000㎡以上（誘導施設※1整備に関する大臣認定事業は延床面積要件を適用しない）
- ・省エネ基準に適合していること。

＜支援限度額＞

- ・次のうち、いずれか少ない額
 - ①総事業費の50%
 - ②公共施設等※2の整備費
- （都市機能誘導区域内の大臣認定事業は、公共施設等 + 誘導施設※1、特定都市再生緊急整備地域内の大臣認定事業は、公共施設等 + 整備計画に記載された国際競争力強化施設※3）
- ※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
- ※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。
- ※3：外国語対応の医療施設、教育・子育て支援施設、国際会議等用施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）。

具体例

さいたま新都心介護施設計画（埼玉県さいたま市）

- 支援内容
 - (1) 共同事業者 : 片倉工業(株)
 - (2) 支援額 : 5億円
- 事業内容
 - (1) 規模 : 地上3階地下1階、延床面積4,404㎡
 - (2) 用途 : 介護施設
 - (3) 工期 : 2014年9月～2015年5月

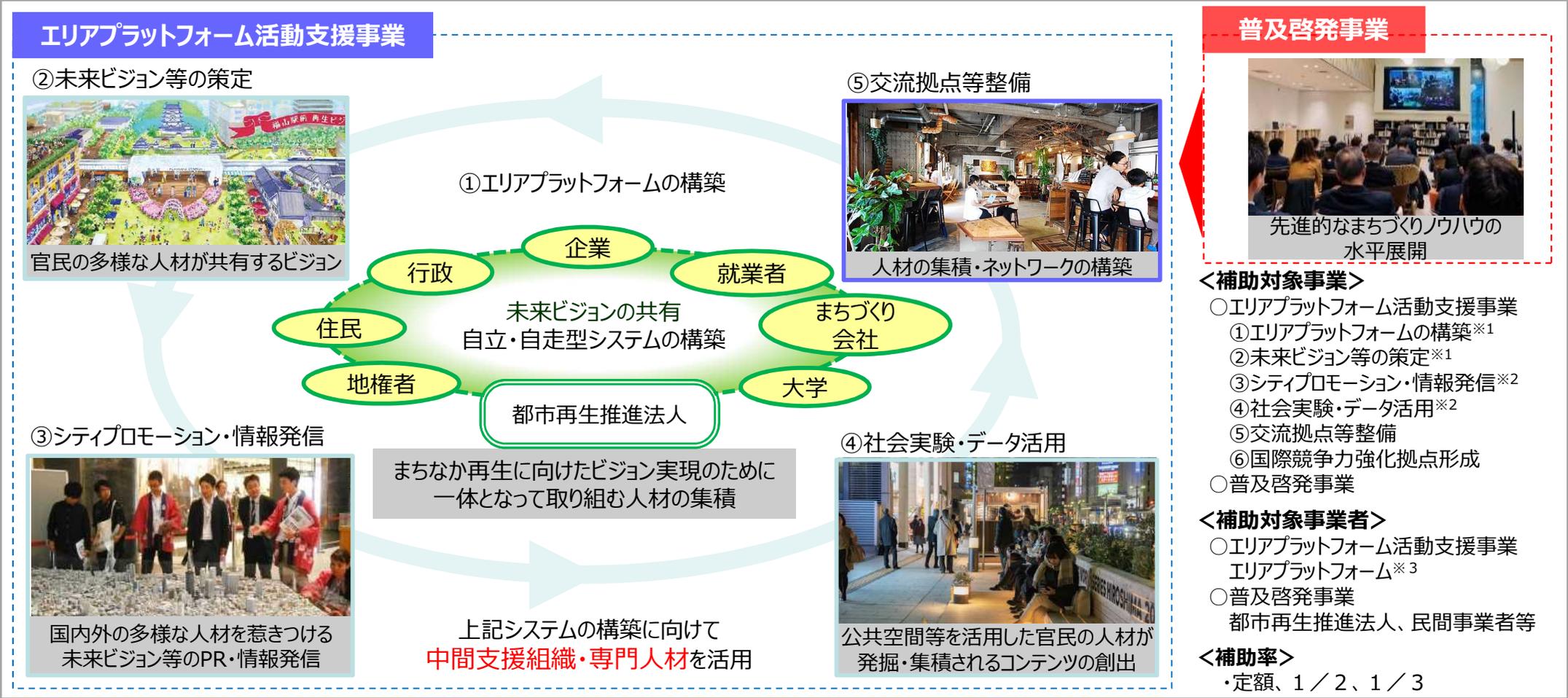
実績

2012年度～2021年度

| | | | |
|------|-----|------|------------|
| 支援件数 | 18件 | 支援総額 | 約402億円（都市） |
| 支援件数 | 2件 | 支援総額 | 約14億円（港湾） |

官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援



※1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間 ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間）
 ※2：1事業あたり1年間に限る。 ※3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。

ウォーカブル推進税制

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、**民間事業者等（土地所有者等）**が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて**民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化**を行った場合に、**固定資産税・都市計画税の軽減措置**を講じる。

特例措置の内容（～令和6年3月31日）

| ① 民地のオープンスペース化に係る課税の特例 【土地（固定資産税・都市計画税）・償却資産（固定資産税）】 | ② 建物低層部のオープン化に係る課税の特例 【家屋（固定資産税・都市計画税）】 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を5年間1/2に軽減 <p>＜適用イメージ＞ 民地をオープンスペース化（例：広場化）し、公共空間を拡大</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   <div style="text-align: center;"> <p>「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ</p>  </div>  </div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">税制特例適用箇所</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 低層部の階をオープン化した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの部分の課税標準額を5年間1/2に軽減 <p>＜適用イメージ＞ 建物低層部をオープン化（例：ガラス張り化）し、公共空間を充実</p> |

都市環境維持・改善事業資金融資(エリアマネジメント融資)

○地域住民・地権者等の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、自立・持続的な地域のエリアマネジメントを目的とする事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に対し、地方公共団体を通じて無利子貸付を行う融資制度

貸付対象者

○地方公共団体を通じて下記の法人が対象

■都市再生推進法人

都市再生法の中に規定された業務（都市開発事業、公共施設・都市利便施設整備事業への支援、参加等）を遂行できるものとして、市町村長の指定を受けた一般社団法人・一般財団法人

■まちづくり法人

まちづくりの推進を図る事業活動を目的とした、地方公共団体から1/4以上の出資を受けている第3セクター法人

対象費用

○対象とする都市再生推進法人やまちづくり法人が、自立・持続的な地域のエリアマネジメント活動を目的として、活動資金確保のための収益事業やまちづくり拠点となる公共施設整備事業などを行う場合

以下のa)、b)を満たすこと。

a)市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定したエリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画（国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含む。）」にもとづくもの

b)a)の都市再生整備計画区域内における以下のもの

- イ 都市開発事業
- ロ 公共施設とこれに準ずる駐車場その他都市利便施設整備事業

対象地域

良好な都市環境が創出される以下の地区

- ・都市再生緊急整備地域の区域
- ・都市機能誘導区域（鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、バス・軌道の停留所・駐車場から半径500mの範囲内の区域）
- ・歴史的風致維持向上計画の区域 等

貸付条件

- 貸付限度額：事業に要する額の1/2以内
- 国の貸付率：地方公共団体の貸付額の1/2以内（事業費の1/4以内）
- 利率：無利子
- 償還期間：10年以内（4年の据置期間を含む）均等半年賦償還

国

貸付

無利子

償還

地方公共団体

貸付

無利子

償還

都市再生推進法人・まちづくり法人

都市開発事業

○まちづくり拠点施設

まちづくり組織の事務局・インフォメーション・相談・研修等の施設、地域商品の物販店などまちづくりの中核事業施設、地域住民や来訪者のための交流・観光施設などの、まちづくりの拠点となる施設の整備事業

○空き地・空き店舗活用

地域の活性化、まち並み保存などの観点から、まちづくり組織が空き地・空き店舗を取得し、整備・改修・テナント誘致を行う事業

○インキュベーション施設

地域の企業家支援や地域に必要な業種の導入のため、まちづくり組織が集合貸店舗などの公益施設整備を行い、テナントの誘致を行う事業

○コミュニティ機能の再生施設

子育て支援、福祉サービス施設、コミュニティ空間、雇用促進補助施設などの、地域に必要なサービスやコミュニティビジネスの拠点となる施設を整備する事業

○地元資産活用施設①

歴史的建造物などの地元資産を活用したまちづくりのため、まちづくり組織が古い銀行建築物、町家などの建物やその土地を取得、改修し、賃貸事業等として活用する事業

対象事業



公共施設整備

○地元資産活用施設②

景観資源（例：水辺空間などの自然景観、旧街道などの歴史的景観、湧水などの地域資産）を活用したまちづくりのため、まちづくり組織が共同利用できる土地等を取得して、地域活性化のパイロット事業となる施設を整備を行う事業

○パティオ・ポケットパーク

区画整理後の地権者の土地の一部や、地域の景観形成上重要な空地、地域の交流拠点となる土地などをまちづくり組織で取得し、共同利用の広場・公園等として整備する事業

○路地・共用通路

地域の活性化や利便性、快適性向上のため、まちづくり組織で共用通路等を整備する事業

○集客・活性化施設

オープンカフェ、イベント広場など、地域活性化やにぎわいの創出に活用できる集客施設をまちづくり組織で整備する事業

都市利便施設整備

○駐車場・駐輪場

まちなかの遊休地を活用したり、地域の活性化に資する事業として、まちづくり組織が駐車場を整備する事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1 / 2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

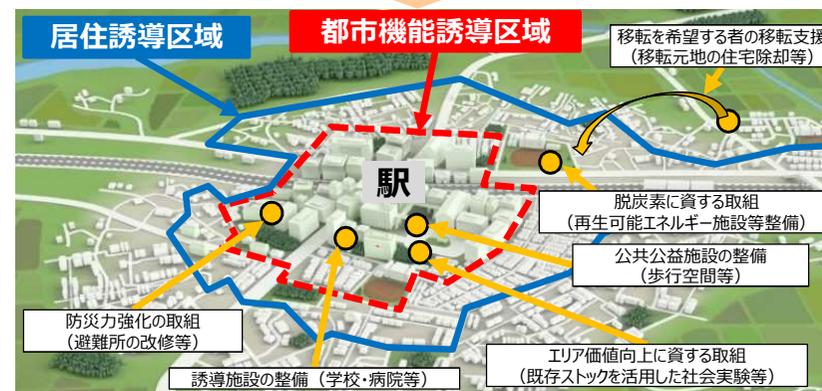
－ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1 / 2以下の市町村の居住誘導区域外、または市街化区域を市街化調整区域に編入した市町村の当該編入した市街化調整区域から、居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



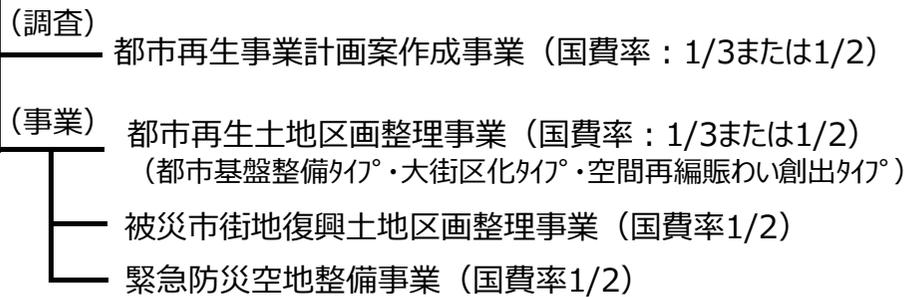
都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

・交付対象：地方公共団体 ・国費率 1/3 または 1/2

事業の概要

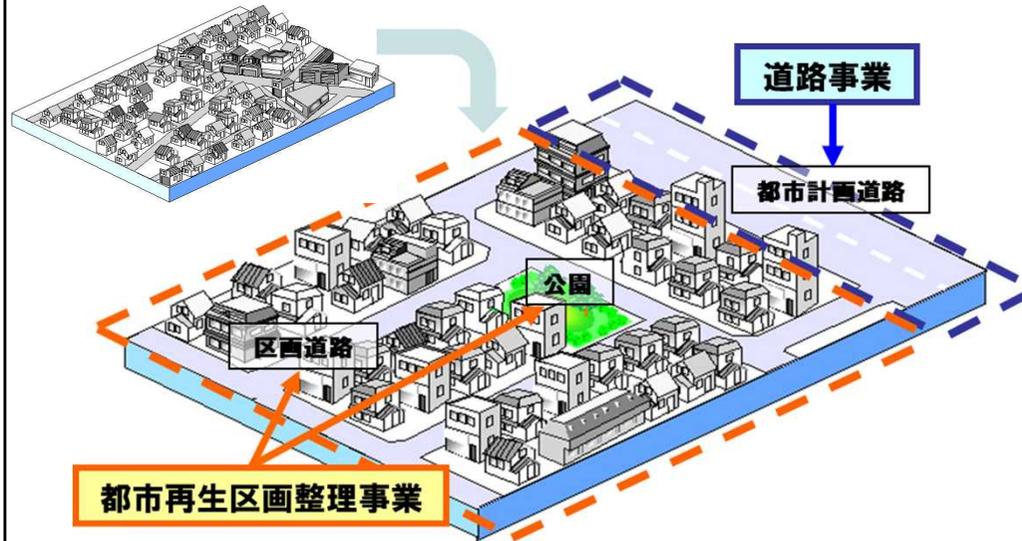
都市再生区画整理事業



○交付対象費用 (都市再生区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業)

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費 等

都市再生区画整理事業と道路事業の併用地区のイメージ



都市再生土地区画整理事業 (都市基盤整備タイプ)

○施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)

- ・施行面積 × 指定容積率 / 100 × ≥ 2.0 ha
- ・直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区 (重点地区はDID内)
- ・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ
- ・施行前の公共用地率15%未満 (幹線道路等を除く)

【重点地区 (国費率：1/2)】 (上記の要件に加えて以下のいずれかを満たす地区)

- ・安全市街地形成重点地区 (密集市街地の解消に資する事業等)
- ・拠点的市街地形成重点地区 (都市再生緊急整備地域等で行われる事業)
- ・歴史的風致維持向上重点地区 (歴史まちづくり法の計画に基づく事業)
- ・都市機能誘導重点地区 (立地適正化計画に基づく事業)

被災市街地復興土地区画整理事業

○施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)

- ①被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域
- ②被災地の面積が概ね20ha以上
- ③被災戸数が概ね1,000戸以上

緊急防災空地整備事業

○施行地区要件 (土地区画整理事業が予定される地区で次の要件のいずれかを満たす地区)

- ①都市計画決定済みで減価補償地区となると見込まれる地区かつ三大都市圏の既成市街地等のDID内の地区
- ②防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区
- ③高規格堤防の整備を一体的に事業を実施する予定の地区
- ④東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に存する地区
- ⑤被災市街地復興推進地域に存する地区

○交付対象となる費用

緊急防災空地用地の取得 (先行買収) に要する費用

○交付限度額

- ①については、予定される減価補償費の80%
- ②～⑤については、公共用地の増分の用地費の80%

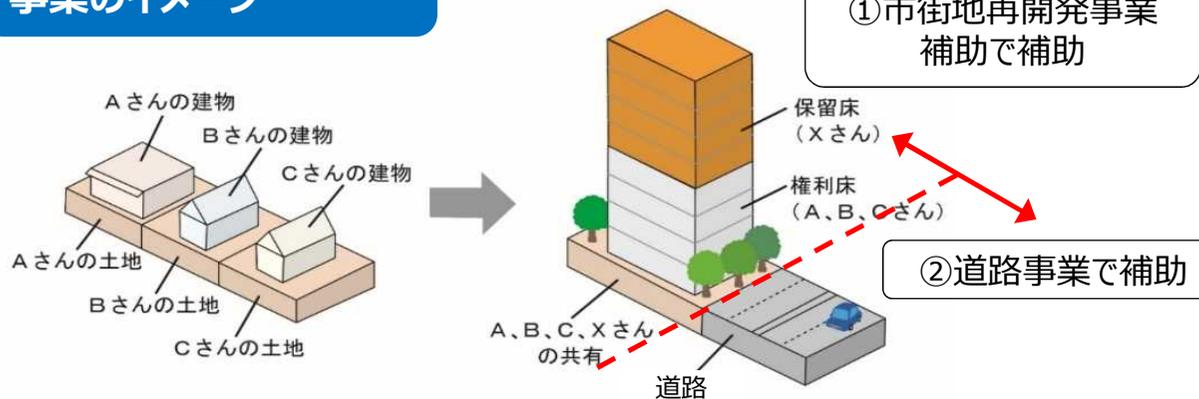
市街地再開発事業等

1. 制度の目的

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う（都市再開発法 昭和44年施行）。

2. 事業の仕組み

一般的な市街地再開発事業のイメージ



- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルに権利変換により、置き換えられる（権利床）
- 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる

3. 交付対象及び国費率（社会資本整備総合交付金）

| 補助事業名 | 補助内容 | 負担割合 | | |
|-----------|---|------|------|------|
| | | 国 | 地方 | 施行者 |
| ①市街地再開発事業 | 施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部 (調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等) | 1/3等 | 1/3等 | 1/3等 |
| ②道路事業 | 都市計画道路等の整備に要する費用 (用地費及び補償費、工事費、測量及び試験費等) | 1/2等 | 1/2等 | — |

地域の状況に応じた市街地再開発事業を推進

【環状第二号線新橋・虎ノ門地区】

環状第2号線の整備とあわせた魅力ある市街地形成と高度利用を実現



<大都市の市街地再開発事業の事例>

【田原中央地区（愛知県田原市）】

地域の状況に合わせて低容積の計画とすること等により事業を実現



<地方都市の市街地再開発事業の事例>

まちづくりDX

まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現会議

- ・コロナ禍を契機としたデジタル技術の進展やポストコロナの時代における「人間中心の社会」への機運の高まりを背景に、「デジタル田園都市国家構想」など、政府全体として、あらゆる分野でデジタル技術を活用し、地域や社会の課題を解決するデジタル・トランスフォーメーションの推進が求められている。
- ・こうした中、都市政策の領域では、PLATEAUをはじめとするまちづくりDX施策が展開されているが、現状、これらの施策を中長期的な観点から統合して推進するための計画は存在せず、各施策間の連携や市場からみた政策展開の予見可能性に課題がある。
- ・このため、PLATEAUをはじめとするまちづくりDXの中長期的な展開を議論するため、2022年4月から本会議を設置し、検討を進める。

1. 検討事項

(1) まちづくりDXにより実現すべきビジョン

- ・多様な暮らし方・働き方を支える人間中心のまちづくりの実現に向け、まちづくりDXにより目指すべき都市の在り方をビジョンとして示す。
- ・ビジョンを実現するための具体的な施策が考慮すべきまちづくりDXの共通原則を定義する。

(2) 重点取組テーマ

- ・まちづくりDXが目指すべき都市の在り方（ビジョン）を実現するため、2030年を目途に重点的に取組む施策を整理する。

(3) ロードマップ

- ・重点取組テーマに基づき推進すべきまちづくりDX施策のロードマップを策定する。

2. スケジュール

- ・第1回 4月 7日（木）⇒基本の方針の提示
- ・第2回 5月12日（木）
- ・第3回 6月 7日（火）
- ・第4回 7月 7日（木）⇒最終とりまとめ

3. 会議メンバー



出口敦
東京大学大学院社会文化環境学専攻教授



古橋大地
青山学院大学地球社会共生学部教授



瀬戸寿一
駒澤大学地理学科准教授



吉村有司
東京大学先端科学技術研究センター特任准教授



齋藤精一
パノラマティクス主宰



水野祐
シティライツ法律事務所パートナー



重松真理子
（一社）大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会都市政策部会長



若井太郎
東京都デジタルサービス局データ活用担当部長



宇野善昌
国土交通省都市局長

4. 会議の進め方

- ・会議メンバーはオンサイト、それ以外のオブザーバ参加者、傍聴者等はオンライン参加のハイブリッド形態で開催。
 - ・会議の様子はウェビナー形式で一般公開。
- ※開催案内、参加方法等は追って国土交通省ウェブサイト等でお知らせ。

まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション 実現ビジョン〔基本の方針(案ver0.3)〕

2022/6/7

国土交通省都市局

まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現会議



2-1 持続可能な都市経営/Sustainability

2. 3つのビジョン

2022.6.30時点

将来を見据えた都市計画、都市開発、
まちづくり活動により
長期安定的な都市経営を実現する



1 最適かつユニークな都市空間再編

データに基づく将来予測等の技術を活用するとともに、データを用いたわかりやすい住民参加や合意形成を図ることで、「そのまちにとって」の持続可能な空間再編を進める

施策例 **都市空間DX** + **オープンデータ化**

3D都市モデルと人流データ等を組み合わせた将来の土地利用シミュレーションに基づく最適な空間設計や住民参加(シビックテック)の推進

2 官民連携したエリアマネジメント

官民の体制強化や役割分担の明確化等を図ることで、都市サービス提供や官民空間活用等のエリアマネジメントを持続可能にしていく

施策例 **オープンデータ化** + **Project PLATEAU**

官民の主体が取得する多様なデータソースを活用した3D都市モデルの更新とオープンデータ化の推進

3 オープンデータとイノベーションの好循環

都市に関する様々なデータを官民が連携してオープンデータとして整備、提供、更新していくことで、オープン・イノベーションを創出し、地域経済の持続的な発展を図る

施策例 **都市空間DX** + **エリアマネDX**

官民が連携した自動運転等の次世代都市交通サービスに適応した都市空間再構築と、それを利用したモビリティサービスの提供

2-2 一人ひとりに寄り添うまち/Well-being

2. 3つのビジョン

2022.6.30時点

住民ニーズを的確にとらえ、 多様な選択肢を提供する オンデマンド都市を実現する



1 デジタル技術を活用した魅力ある地域づくり・地方創生

デジタル技術や都市空間データを活用した地域固有の魅力や価値の発掘・最大化や柔軟な都市アセットの利活用等を進めることで、住民一人ひとりのニーズに合わせた高度な都市サービスを提供する

施策例 **都市空間DX** + **Project PLATEAU**

オープン・イノベーション拠点の整備や3D都市モデルを活用した地域課題解決型ユースケースの実装

2 「市民とともに創る」まちづくりの実現

シビックテック団体との協働やノーコードツールの利用など、デジタル技術を活用することで市民参加の環境を整え、地域課題の洗い出し・ニーズ把握や住民発のソリューション実装などまちづくりへの市民参加を促進する

施策例 **エリマネDX** + **オープンデータ化**

市民の意見交換プラットフォーム等の新たなサービスを活用してエリア内住民のアイデアや意見を集約し、それに基づいた都市サービスの提供等を実現

3 コモンズとしてのデータの地域内循環

エリア内のデータをコモンズ(共有財)として捉え、エリア価値を向上させるサービスや地域の課題解決につながる取組みに活用するデータの地域内循環を推進する

施策例 **エリマネDX** + **オープンデータ化**

街路空間におけるセンシング機器の設置やそこから取得されたデータの地域内マーケティングへの活用

2-3 機動的で柔軟な都市設計/Agile-governance

2. 3つのビジョン

2022.6.30時点

社会情勢の変化や技術革新に
柔軟に対応し、サービスを
深化させ続ける都市を実現する



1 まちづくりにおける短周期データの活用

従来の長周期データの活用に加え、センシングデータやトランザクションデータ等の短周期データを活用することで、まちづくりに自律改善サイクルを取り入れる

施策例 **都市空間DX** + **Project PLATEAU**

スマートシティにおけるIoTデータ等のビッグデータ収集・解析やこれを活用したデータ駆動型プランニングの推進

2 アジャイル型の課題解決手法の推進

住民参加の中で地域課題の解決を討議し、生活の中で実証を行う仕組み（リビングラボ）や実証実験におけるOODAループの取込みなど、都市におけるアジャイル型の課題解決・価値創造手法を推進する

施策例 **エリマネDX** + **都市空間DX**

エリアマネジメントにおける高度な都市サービスの実証から実装までの一体的支援や公園等の公共空間における社会実験の円滑化

3 都市に関する評価手法の発展

都市の物的環境評価（道路率や時間短縮効果等）のみならず、データに基づく住民等のQoL評価（ユーザ利用数、事業価値向上、利便性向上等）を都市政策の評価手法に取り入れる

施策例 **エリマネDX** + **オープンデータ化**

住民等のQoL評価手法やそのモニタリング手法の開発

スマートシティ実装化支援事業・調査

スマートシティの実装化を加速するため、スマートシティモデルプロジェクトに対する重点的な支援を行う。さらに、先駆的なサービス・技術や、推進体制、資金持続性等に関するノウハウを調査するとともに、自治体へのノウハウ支援、官民のマッチング支援等を行う。

■スマートシティ実装化支援事業の概要

先端的技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて、各コンソーシアムが取り組む実証事業に対し、支援を行う。

- 補助対象事業者：民間企業等及び地方公共団体を構成員に含む協議会（コンソーシアム）
- 補助率：定額補助（2,000万円を上限）
 - ※コンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること
 - ※都市・地域のビジョン、取組内容等を記載した「スマートシティ実行計画」を策定すること。

＜実証実験の事例（新潟県新潟市）＞

地域と連携したスマートシティの推進により、潜在する地域ストックを見える化し、それらを活用したコンテンツ提供による新たなまちづくりの仕組みづくりや賑わい創出を目指す。



■スマートシティ実装化支援調査の概要

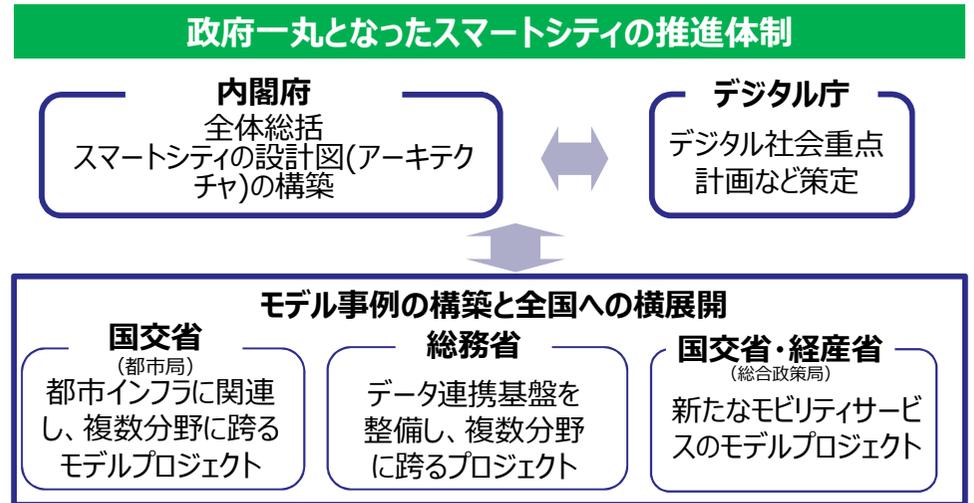
- ・実装化支援事業等の先駆的な取組から得られた知見のとりまとめ
- ・自治体へのノウハウ支援、官民連携PFを通じたマッチング支援

スマートシティ官民連携プラットフォーム



スマートシティ実装のためのマッチング 令和4年5月末時点

＜関係府省連携による施策推進体制＞



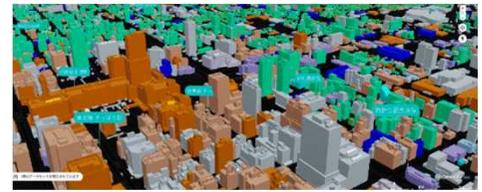
3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進(Project PLATEAU)

- **Project PLATEAU (プラトー)** は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、そのデジタル・インフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト。
- 国の取組として**標準データモデルの策定**や**先進技術を活用したユースケース開発**を進めるとともに、**地方自治体におけるデータ整備やユースケースの社会実装を支援**。
- **オープンデータを活用した新たなビジネスやイノベーションの創出**のため、データ利用環境の改善（API配信、SDK開発等）、データハンドリング・チュートリアル の充実、ハッカソン・ピッチイベントの開催等を実施。
- これらの取組みにより、**3D都市モデルの持続可能な整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築**を実現を目指す。

2020FY-2021FYの取組

標準データモデルの開発/オープンデータ化

3D都市モデルは、建物等の三次元形状と用途や構造等の属性情報をパッケージでデータ化することで都市空間のデジタルツインを実現する技術。

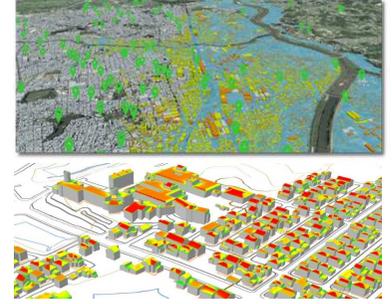


3D都市モデル (札幌駅周辺)

- 国際標準に基づくオープンフォーマットを日本データモデルとして採用し、オープンな活用が可能。
- プロトタイプとしてこれまで約60都市のデータを整備し、オープンデータ化。

プロトタイプとなるユースケース開発

防災、環境、まちづくり、モビリティなどの分野で3D都市モデルの政策活用や民間サービス創出の手法を開発し、ユースケースの社会実装フェーズを準備。

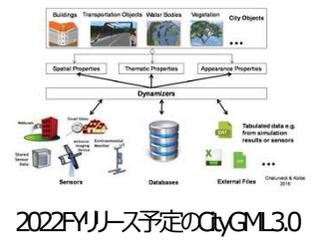


- 三次元リスク分析を踏まえた防災計画 (郡山市)
 - ✓ 災害リスクを3次元化し、建物データに合わせて分析することで、「垂直避難」可能な建物をピックアップし、防災計画立案に活用。
- 太陽光発電ポテンシャルのシミュレーション (石川県加賀市)
 - ✓ 建物ごとの屋根形状を解析し、都市全体の太陽光発電ポテンシャルをシミュレーション。地域の脱炭素政策に活用。

2022FYの取組

国による技術開発/リーディングケース創出

標準データモデルの拡張、先進的なユースケースの技術検証、民間市場形成支援等を国のプロジェクトとして実施。[直轄調査:25億円]



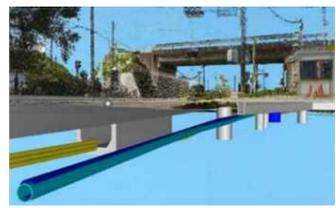
2022FYリリース予定のCityGML 3.0

- データ整備の効率化・高度化
最新の国際標準の取込み/効率的な更新スキーム確立
- 先進的なユースケース開発
先進技術を取り入れたユースケース開発
- データ・カバレッジの拡大
リーガル面の課題整理/人材育成プログラム開発 等

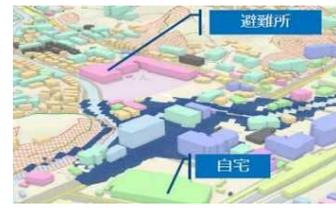
地方公共団体による3D都市モデルの社会実装

地方自治体によるデータ整備・更新、ユースケース開発、オープンデータ化等の3D都市モデルの社会実装を支援。[1/2補助事業:7億円]

- 全国50都市程度でデータ整備、ユースケース開発等を実施予定。



インフラマネジメント効率化



災害リスクエンジニアリングへの活用



防犯カメラ有効範囲の可視化